

第 7 号 議 案  
令和7年第3回定例会  
R7.3.11 庶務課

# 豊島区教育ビジョン2025 (案)

豊島区教育委員会



# 目次

## 第1編 総論

### 第1章 計画の基本的な考え方

|                     |   |
|---------------------|---|
| ・豊島区教育ビジョン2025の策定趣旨 | 5 |
| ・計画の位置づけ            | 6 |
| ・計画の期間・構成           | 7 |

### 第2章 豊島区の教育をめぐる現状と課題

|                |    |
|----------------|----|
| ・社会の変化と新たな教育課題 | 9  |
| ・国の動向          | 10 |
| ・東京都の動向        | 12 |
| ・豊島区の動向        | 15 |
| ・豊島区の現状        | 19 |
| ・豊島区の教育課題      | 24 |

### 第3章 豊島区が目指す教育

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ・豊島区教育委員会の教育目標               | 29 |
| ・豊島区教育ビジョン2025が目指す子どもたちの将来の姿 | 30 |
| ・豊島区教育ビジョン2025の基本方針と基本施策     | 31 |
| ・基本方針と基本施策の新たな関係             | 32 |

## 第2編 各論

### 第4章 5つの基本方針と18の基本施策

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 【基本方針1】「知」「徳」「体」の教育内容の充実      | 35 |
| 1-①学びに向かう力の育成                 | 37 |
| 1-②豊かな心と人間関係の育成               | 39 |
| 1-③健やかな生活を送るための体力づくり          | 41 |
| 1-④小中連携教育のさらなる推進              | 43 |
| 【基本方針2】就学前教育の充実               | 45 |
| 2-①幼児教育の質の向上                  | 47 |
| 2-②幼児教育施設と小学校の円滑な接続           | 49 |
| 【基本方針3】多様な子どもに対する支援の充実        | 51 |
| 3-①特別支援教育の充実                  | 53 |
| 3-②不登校対策の推進                   | 55 |
| 3-③多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実      | 57 |
| 3-④放課後支援の充実                   | 59 |
| 【基本方針4】教育環境の整備                | 61 |
| 4-①学校における働き方改革の推進             | 63 |
| 4-②教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進 | 65 |
| 4-③計画的な学校改築および改修の実施           | 67 |
| 4-④安全・安心な学校づくり                | 69 |
| 4-⑤学校図書館の充実                   | 71 |
| 【基本方針5】学校と家庭・地域との連携           | 73 |
| 5-①コミュニティ・スクールの推進と充実          | 75 |
| 5-②家庭と地域との連携による教育力の向上         | 77 |
| 5-③地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成  | 79 |

### 第5章 計画の推進に向けて

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ・子どもの意見表明を踏まえた教育施策の展開 | 82 |
| ・計画を推進するための体制について     | 83 |
| ・進行管理と見直しの仕組み         | 84 |

\*がついている用語は巻末の用語解説をご参照ください。

# 第 1 編

---

## 総論

[ 第 1 章 ]

計画の基本的な考え方

# 豊島区教育ビジョン2025（豊島区教育振興基本計画）の策定趣旨

豊島区教育委員会は、これまで教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成19(2007)年以降、豊島区教育振興基本計画（豊島区教育ビジョン2010・2015・2019）を策定し、計画的・系統的な事業展開を進めてきました。

前計画である「豊島区教育ビジョン2019」は、令和元(2019)年度から令和6(2024)年度末までを計画期間として、「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」を目標に掲げるとともに、7つの基本方針とそれを達成するための基本施策をもって、これに則り教育施策を進めてきました。

しかしながら、「豊島区教育ビジョン2019」策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、社会は大きく変化しました。世界では、多極化およびグローバル化の動きが進む一方、地球規模での環境問題が深刻化するとともに国際情勢の不安定な状況が顕在化しています。日本では、少子高齢化、人口減少が加速する中で、超スマート社会\*の実現に向けた技術革新やDX（デジタル・トランスフォーメーション）\*、共生社会\*の実現を目指した社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）\*の推進などが求められています。

このように、教育を取り巻く社会環境はこれまでになく大きく変化しており、「豊島区教育ビジョン2019」策定時には予測しえなかった新たな教育課題に対して、指標を掲げ計画的に取り組む必要があります。

新たな「豊島区教育ビジョン2025」は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度末までを計画期間とし、こうした諸課題を踏まえるとともに、上位計画である「豊島区基本構想」や「豊島区基本計画」、区長が新たに定めた「豊島区教育大綱」との整合を図りつつ策定することとしました。

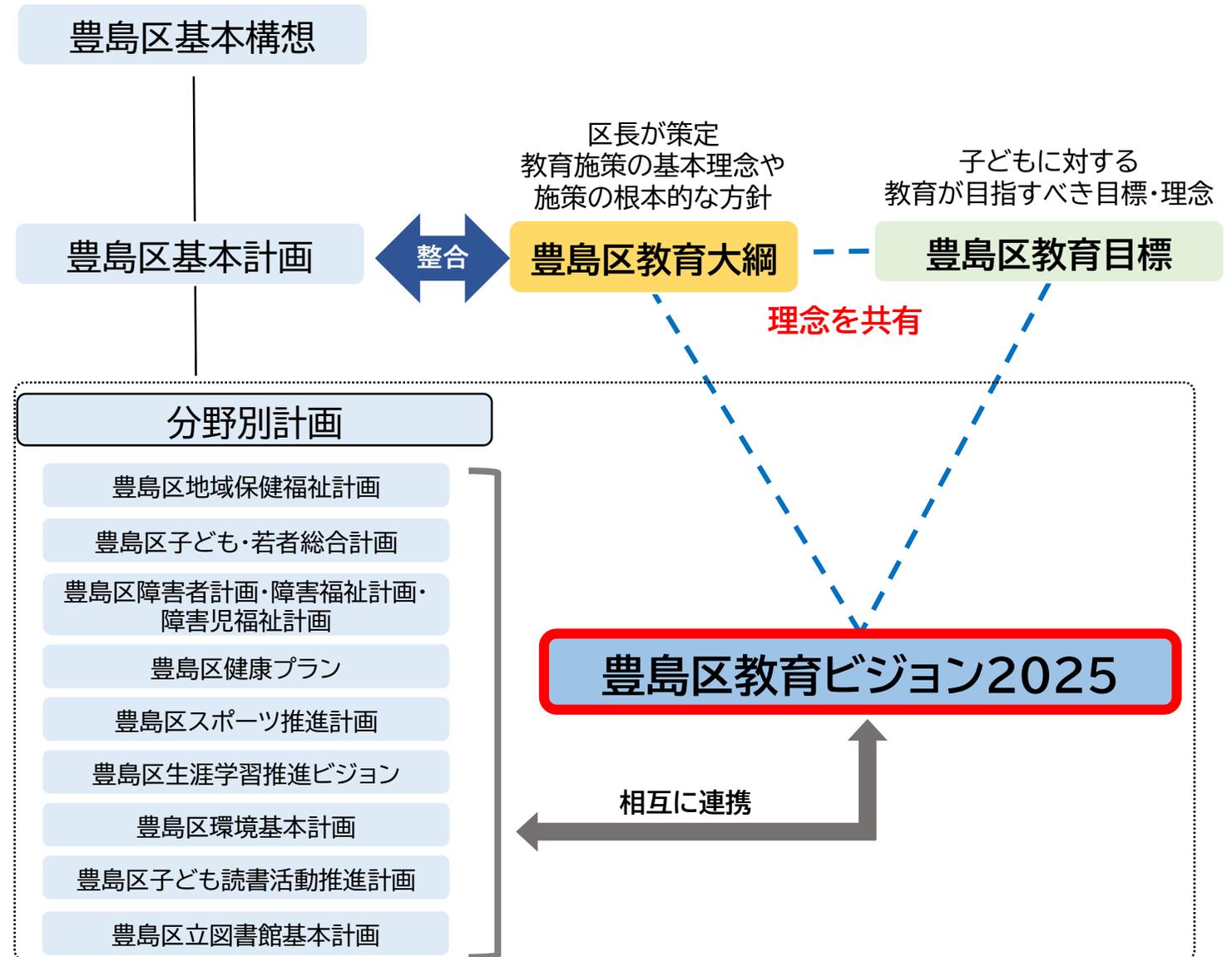
# 計画の位置づけ

「豊島区基本構想」では、区に関わるすべての主体にとっての共通の指針として、3つの理念と7つの「まちづくりの方向性」を掲げています。また、「豊島区基本計画」では、目指すべきまちづくりの方向性の実現に向けて、50の施策を定めています。（P15・P16参照）

「豊島区教育ビジョン2025」は、豊島区の計画体系の最上位に位置する「豊島区基本計画」の分野別計画として位置づけ、「豊島区子ども・若者総合計画」など、他の分野別計画と相互に連携しながら、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための計画です。また、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、豊島区における教育政策に関する基本的な方針と施策を示すものとなっています。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育施策の基本理念や施策の根本的な方針について区長が定める「豊島区教育大綱」（P17・P18参照）と、子どもに対する教育が目指すべき目標として教育委員会が定める「教育目標」（P29参照）は、相互に理念を共有しています。

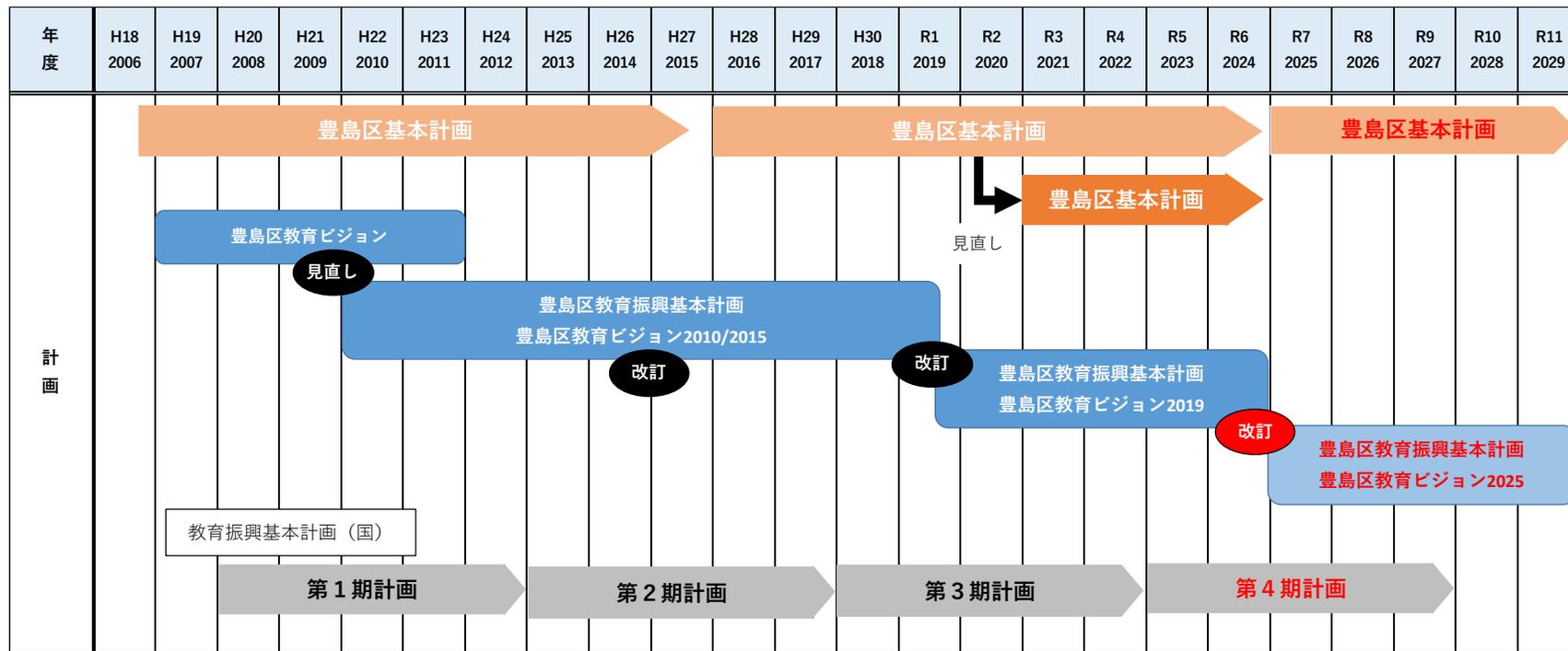
こうした考えのもと、教育委員会と区長部局が連携して教育政策を展開していきます。



# 計画の期間・構成

## ●計画期間

次の教育振興基本計画（国）の改定時期を踏まえ「豊島区教育ビジョン2025」の計画期間は、令和7(2025)年度～令和11(2029)年度とします。



## ●計画の構成

「豊島区教育ビジョン2025」は第1編「総論」と第2編「各論」で構成されています。

「総論」では、新たな教育課題、国・東京都の動向、豊島区の現状と課題、豊島区が目指す教育について示しています。

「各論」では、計画の目標の実現に向けて掲げた教育政策の5つの基本方針、18の基本施策および計画の推進のために取り組む事項について示しています。

### 総論

- ・ 新たな教育課題、国・東京都の現状
- ・ 豊島区の現状と課題
- ・ 豊島区が目指す教育

### 各論

- ・ 5つの基本方針と18の基本施策
- ・ 計画の推進に向けて

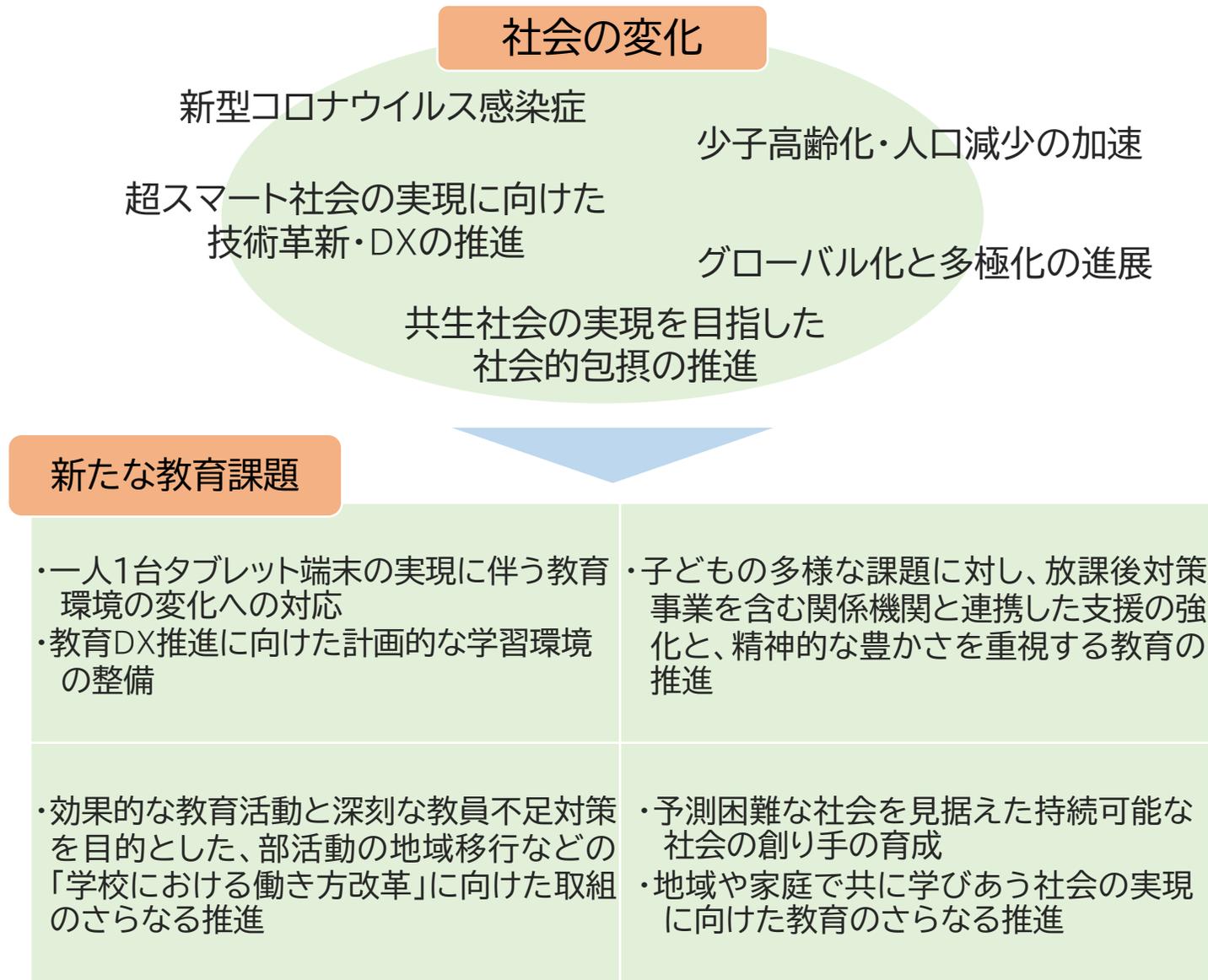
# [ 第 2 章 ]

## 豊島区の教育をめぐる 現状と課題

# 社会の変化と新たな教育課題

教育は、社会がどのように変化しようとも時代を超えて変わらない価値である「不易」を大切にしつつ、一方で、時代の変化や社会の要請に応じ、新たに取り組むべき課題に迅速に対応していく必要があります。

昨今の教育を取り巻く社会の大きな変化に伴い、「豊島区教育ビジョン2019」策定時には予測することができなかった課題や、より抜本的に対応すべき課題が発生しています。そうした課題への対応を「豊島区教育ビジョン2025」の施策に位置づけることで、計画的に取り組んでいく必要があります。



# 国の動向

## (1) 「こども基本法」の施行

国は、待機児童対策や幼児教育、保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など、子ども・子育て施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。このような危機的な状況を踏まえると、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、国においては、こども家庭庁の設置とともに、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくために包括的な基本法が必要であると考え、「こども基本法」を令和5(2023)年4月1日に施行するに至りました。

### こども基本法

#### 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

#### 基本的施策

- 施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 「こども大綱」による施策の充実及び財政上の措置等

なお、豊島区では、「こども基本法」が施行される以前の平成18(2006)年より「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、いち早く子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映していくことを宣言し、取り組んできました。

# 国の動向

## (2) 「第4期教育振興基本計画」の策定

政府は、中央教育審議会からの答申を受け、令和5(2023)年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。第3期計画期間のコロナ禍に伴うグローバルな交流や体験活動の停滞、不登校の子ども増加などの課題や、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて示された「令和の日本型学校教育」\*の答申などの動向を踏まえ、「第4期教育振興基本計画」では「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上」の2つをコンセプトとして、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針と、今後5年間の教育政策の16の目標と基本施策が示されました。

### 〈計画のコンセプト〉

#### 2040年以降の社会を見据えた 持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく 等

#### 日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- ・多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 等

### 〈教育政策に関する基本的な方針〉

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 等

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・ICT\*等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティ\*の向上 等

地域や家庭とともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・コミュニティ・スクール\*と地域学校協働活動の一体的推進
- ・家庭教育支援の充実による学校・地域・家庭の連携強化 等

教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・GIGAスクール構想\*、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教員のICT活用指導力の向上
- ・教育データの分析・利活用の推進、デジタルの活用・対面活動に係る学習場面等に応じた最適な組み合わせ 等

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定 等

# 東京都の動向

## (1) 子ども目線での政策見直し

東京都は、令和3(2021)年4月に「子どもの権利条約」の精神に則り、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定した「東京都こども基本条例」を施行しました。令和4(2022)年4月に「チルドレンファースト」の社会の実現に向けた子ども政策全般の総合的な企画立案機能などを持つ「子供政策連携室」を設置しています。令和5(2023)年1月には、都政の政策全般を子ども目線で捉え直した「こども未来アクション」を策定し、「子供が自分らしく健やかに成長できる」「社会全体で子供をサポート」「安心して子育てができる」の3つの目標を掲げました。さらに、同年7月には子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向を示した「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を策定するなど、いち早く子ども目線に立った政策の方向性を示しています。

### 〈東京都の子ども政策の主な流れ〉



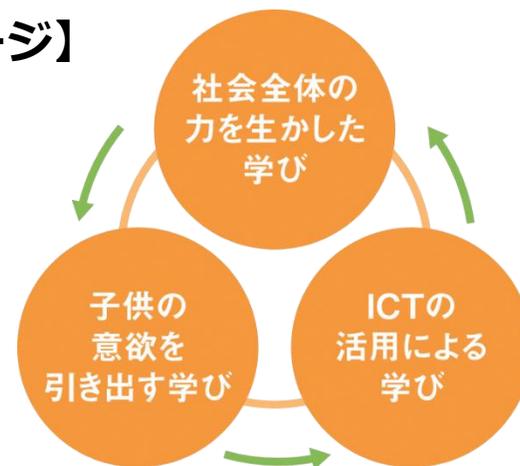
## (2) 「東京型教育モデル」

令和3(2021)年3月に「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」を東京都の目指す教育として掲げた「東京都教育施策大綱」が策定され、東京型教育モデルが明らかにされました。

「東京の目指す教育」を実現するため、従来の教育の在り方を転換し、「子供の個性と成長に合わせて意欲を引き出す学び」「子供の成長を社会全体で支え、主体的に学び続ける力を育む学び」「ICTの活用によって、子供たち一人ひとりの力を最大限に伸ばす学び」という3つの学びを基軸として、新たな「学び」を創出することが明記されました。

また、そのうち6つの事項を「東京型教育モデル」として特に重要で優先的に取り組む事項として取り上げました。

## 【展開のイメージ】



- ① 3つの「学び」を有機的に連携させ、新たな「学び」を創出
- ② 新たな「学び」を日々実践・改善しながら、理想の教育を追求
- ③ 社会の変化に柔軟に対応しながら、東京の目指す教育を実現

### 「東京型教育モデル」で実践する 特に重要な事項

- 1 一人ひとりの個性や能力に見合った最適な学びの実現
- 2 Society5.0時代\*を切り拓くイノベーション人材の育成
- 3 世界に羽ばたくグローバル人材の育成
- 4 教育のインクルージョンの推進
- 5 子どもたちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
- 6 子どもたちの学びを支える教師力・学校力の強化

# 東京都の動向

## (3) 「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定

国の「第4期教育振興基本計画」や「東京都教育施策大綱」の内容などを踏まえ、令和6(2024)年3月に「東京都教育ビジョン（第5次）」が策定されました。この「東京都教育ビジョン（第5次）」は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。

「東京の目指す教育」の実現に向けて「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の「柱」を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」が示されています。

|                               |                                     |  |
|-------------------------------|-------------------------------------|--|
| I<br>自ら未来を切り拓く力の育成            | 1 すべての児童・生徒に確かな学力を育む教育              | ① これからの社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得<br>② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進   |
|                               | 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育 | ③ デジタルトランスフォーメーション(DX)時代を生き抜く人材の育成<br>④ 新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成<br>⑤ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進                           |
|                               | 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育               | ⑥ 異なる言語や文化を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成<br>⑦ 豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成<br>⑧ 我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成 |
|                               | 4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育             | ⑨ 自分の希望する将来への道がつながっていることを実感できる学びの実現<br>⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成  |
|                               | 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育         | ⑪ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実<br>⑫ 他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進<br>⑬ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進      |
|                               | 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育         | ⑭ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進<br>⑮ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進<br>⑯ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進            |
| II<br>誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実    | 7 教育のインクルージョンの推進                    | ⑰ 障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実<br>⑱ 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備  |
|                               | 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実    | ⑲ 様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実<br>⑳ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実   |
|                               | 9 家庭、地域、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進       | ㉑ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進<br>㉒ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進  |
| III<br>子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化 | 10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成            | ㉓ 新たな学びを担う優れた教員の養成・確保<br>㉔ 教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上<br>㉕ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職の育成                            |
|                               | 11 学校における働き方改革等の推進                  | ㉖ 教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備<br>㉗ 教員一人ひとりの健康保持の実現<br>㉘ 公益財団法人東京都教育支援機構(TEPRO)との連携による学校支援の充実                  |
|                               | 12 質の高い教育を支える環境の整備                  | ㉙ 質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備<br>㉚ 幅広い年代の都民の学習機会の充実   |

# 豊島区の動向

## (1) 「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」の策定

豊島区は、令和7(2025)年2月、新たな「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」を策定しました。

「豊島区基本構想」は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。基本構想の期間は、概ね10年としています。

「豊島区基本計画」は、基本構想を実現するために、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる計画です。

「豊島区基本構想」では、「誰もがいつでも主役」「みんながつながる」「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の3つの理念（基本構想全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針）のもと、7つの目指すべきまちづくりの方向性と基本計画の骨子となる施策の体系を示しています。

### ◆ 「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」におけるまちづくりの方向性

1 地域と共に支えあう安全・安心なまち

5 活気のにぎわいを生みだす産業と観光のまち

2 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

6 共につくる地球にも人にもやさしいまち

3 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

4 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち

# 豊島区の動向

## 「豊島区基本計画」におけるまちづくり方向性・施策の体系



# 豊島区の動向

## (2) 「豊島区教育大綱」の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされています。

区政において極めて重要な柱である「教育」について、民意を代表する区長として何を目指していくかという方針を示すために、新たに「豊島区教育大綱」を策定することとし、令和6(2024)年9月の「総合教育会議」での最終協議を経て、10月に策定しました。

### 目指すまちの姿

未来を切り拓く 笑顔で元気な“としまっ子”が育つまち

### 目指す子どもの姿

学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、すべての子どもの学びを支え、「元気でたくましく、個性や能力を伸ばしていける子ども」「人とのつながりを大切にし、ともに支えあう子ども」「多様な体験を通して、豊かな心を育む子ども」「地域に生まれ、地域を愛する子ども」を育てます。

# 豊島区の動向

## ◆「豊島区教育大綱」における方針と具体的な取組み

| No. | 方針  | 具体的な取組  |
|-----|---|---|
| 1   | 幼児期からの切れ目のない教育を推進し、未来を担う確かな学力と健康で活気に満ちた子どもを育成します。 | ①生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させます。                          |
|     |   | ②子どもたちの9年間の学びと育ちをつなぐ、小中連携教育のさらなる推進を図ります。                |
|     |   | ③学ぶ楽しさと喜びを実感できる教育を推進し、子どもたちの学習意欲と学力・能力を高めていきます。         |
|     |   | ④自然やスポーツなど多様な体験の場を通して、健康でたくましく生きていくための基盤をつくります。         |
| 2   | 多様性を認め、誰もが自己肯定感や自己有用感を感じられる教育を推進します。              | ①子どもたちの声をしっかりと聴き、思いを受けとめ、子どもの学ぶ権利を保障します。                |
|     |   | ②障害の有無や国籍、性別等にかかわらず、個々の人権を大切にし、一人ひとりの子どもに寄り添った教育を推進します。 |
|     |   | ③いじめや不登校、困難な家庭環境などの状況に置かれている子どもを誰一人取り残さず、全力でサポートします。    |
| 3   | 地域の魅力や芸術・文化に触れる体験を通じ、心豊かで地域を愛する子どもを育成します。         | ①芸術鑑賞や地域の方々とのふれあいを通して、豊かな感性と社会性を育みます。                   |
|     |   | ②地域の歴史や文化について理解を深め、地域を愛する心や、地域文化の伝承・発展の担い手を育成します。       |
|     |   | ③国際色豊かなまちの強みを活かして、多文化教育を推進し、共生社会の担い手となるグローバルな人材を育成します。  |
| 4   | 子どもと教員を支え、学びと成長を実感できる、新しい時代に適応した学校づくりを推進します。      | ①学校・家庭・地域がつながり、地域全体で子どもを見守り、育てる教育活動を展開します。              |
|     |   | ②企業や大学など、地域ネットワークを活用した、多様で特色のある教育・体験の場を創出します。           |
|     |   | ③計画的な学校改築・改修を推進し、どの学校においても快適な学習環境を提供します。                |
|     |   | ④学校図書館の学習情報センター化と学校図書館司書の充実を図り、子どもたちが主体的に学習できる環境を整備します。 |
|     |   | ⑤教員が心のゆとりとやりがいをもって生き生きと働ける環境をつくり、教育活動の質を向上させます。         |

# 豊島区の現状

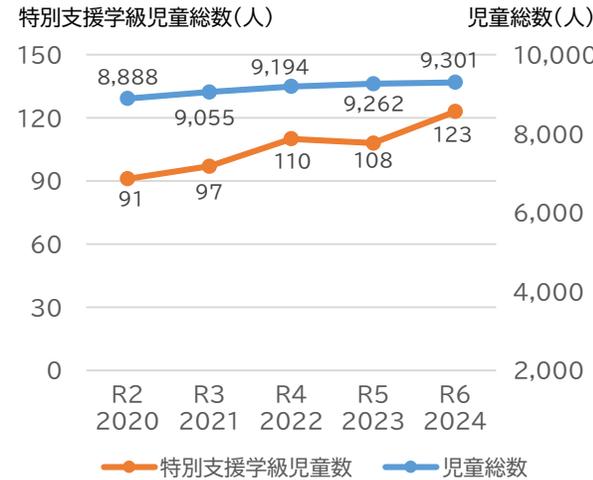
※在籍数は4月1日時点

## (1) 区立小中学校と特別支援学級の子どもの数の推移

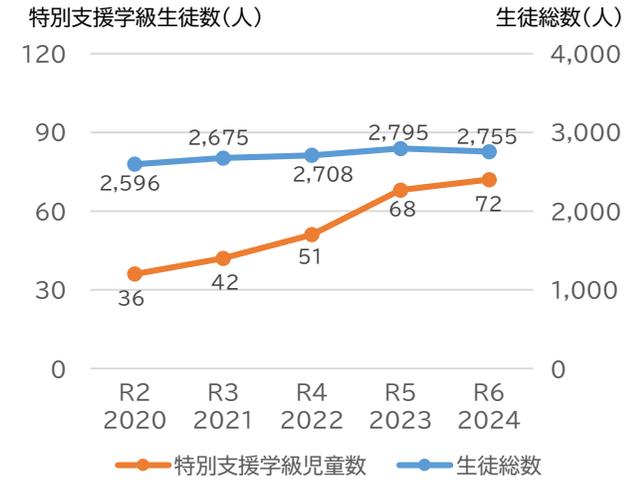
区立小学校に在籍する子どもの数は直近5年間で概ね増加傾向にあります。一方、区立中学校に在籍する子どもの数は、過去4年間増加傾向でしたが、令和6(2024)年度は微減しました。

特別支援学級の在籍数も、直近5年間で小中ともに概ね増加傾向にあります。これに対応するため、令和5(2023)年度、新たに特別支援学級(自閉症・情緒障害)を1校に設置し、計2校となりました。

区立小学校の子どもの数と特別支援学級の子どもの数の推移



区立中学校の子どもの数と特別支援学級の子どもの数の推移

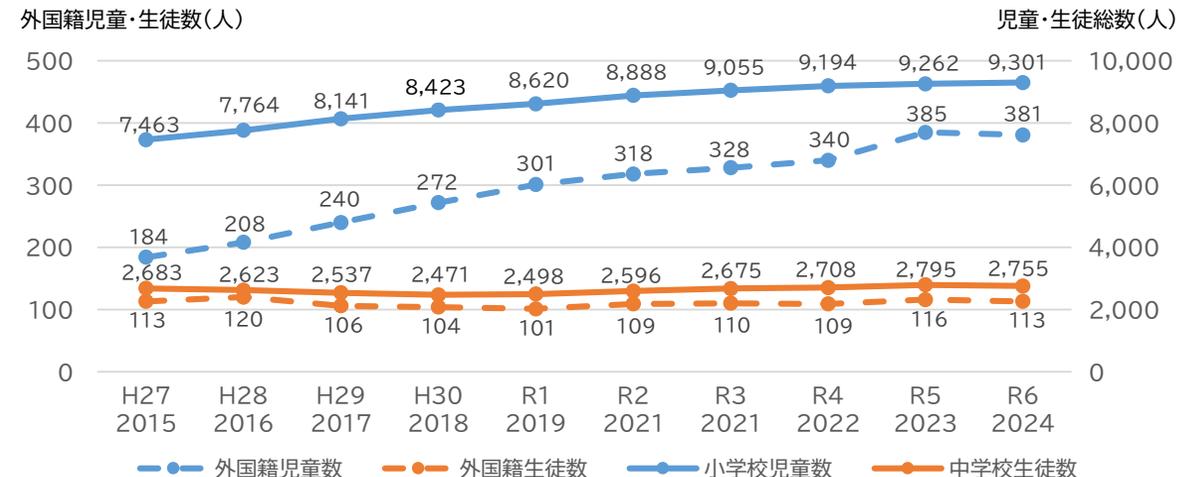


## (2) 区立小中学校に在籍する外国籍の子どもの数の推移

区立小中学校に在籍する外国籍の子どもの数は、小学校においては増加傾向、中学校においては概ね横ばいで推移しています。

外国籍の子どもの国籍も多様化してきており、国籍・文化・人種など、個性や人権を尊重しあいながら学べる教育環境を整備することがこれまで以上に重要となってきています。

区立小学校に在籍する外国籍の子どもの数



# 豊島区の現状

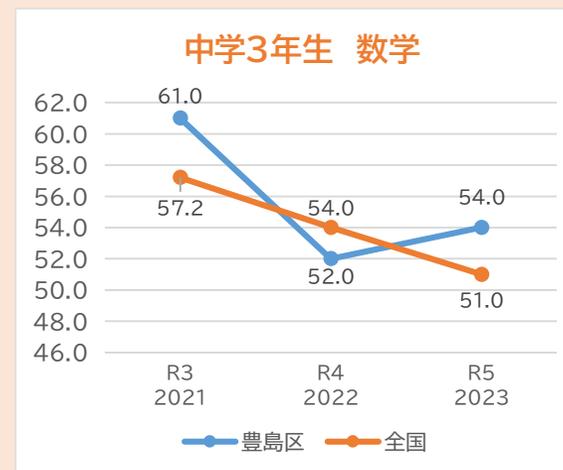
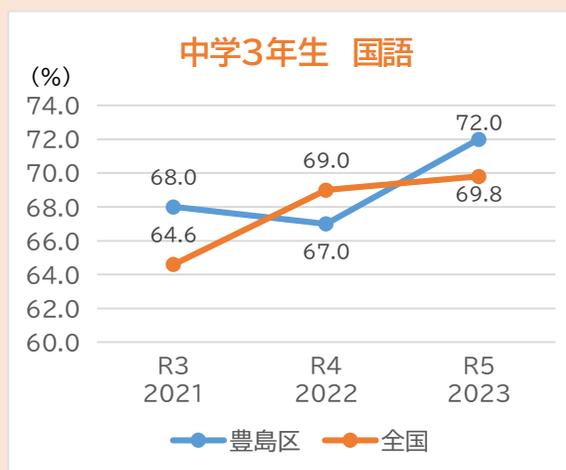
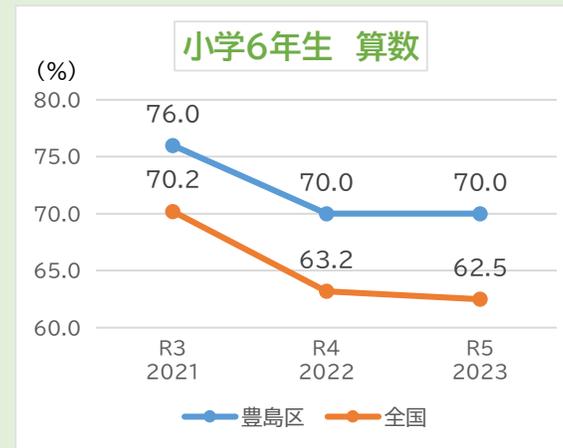
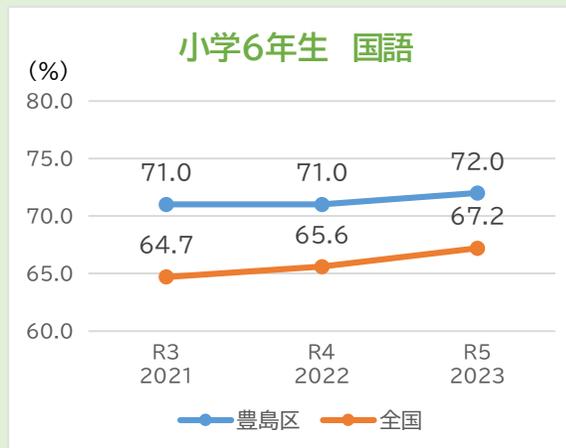
## (3) 「全国学力・学習状況調査」の状況

1年に一度、小学校第6学年、中学校第3学年のすべての子ども（知的固定学級の子どもを除く）を対象に「全国学力・学習状況調査」を実施しています。小学校では国語と算数、中学校では国語、数学、理科、英語の教科について調査しています。

直近の調査結果では、小中学校ともにすべての教科で全国の正答率を上回る結果となりました。一方、小学校では記述式の問題において「記述なし」の回答が全国や東京都に比べて高いことや、中学校では知識・技能を問う問題について東京都の正答率より低いなど、課題も見えてきました。

そのため、豊島区教育委員会は、「学んだことや身につけたことを明確にするために、各授業の『めあて』に対して振り返らせること」「伝え合ったり書いたりするなど日常的に表現する活動を取り入れること」の2点について学校に指導・助言を行い、子どもが自分の考えなどを表現する力を身につけることができるよう取り組んでいます。

### 国語・算数(数学)における平均正答率の推移(小学校・中学校)



※R2はコロナ禍により中止のため除く。

# 豊島区の現状

## (4) 「東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」結果の推移

子どもの体力については、全国的に低下傾向にあり、教育活動のみならず、子どもの日常生活にも影響を及ぼすことが懸念されています。

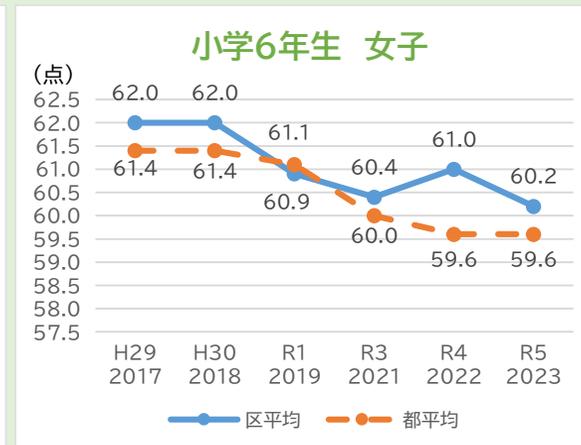
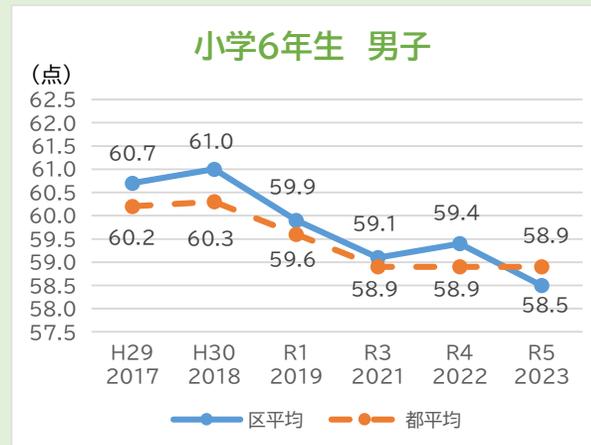
体力低下の要因として、令和元(2019)年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大による感染防止対策として、体育の授業や屋外での教育活動、部活動が制限されるなど、子どもが体を動かす機会、時間が減少したことなどが挙げられます。

今後、学校生活において、体を動かし、積極的に運動に親しむ機会を確保するとともに、部活動の充実を図るため地域連携・地域移行を進めていく必要があります。また、企業や大学、地域の団体と連携して、継続的・長期的に運動やスポーツに親しむ機会を創出していく必要があります。

※1 体力合計点とは、小学校8種目、中学校8種目の記録を男女別に点数化(1~10点)し、その合計点を80点満点で数値化したもの。

※2 R2はコロナ禍により希望校のみの実施のため、結果から除く。

### 体力合計点の推移(小学6年生)



### 体力合計点の推移(中学3年生)



# 豊島区の現状

## (5) 不登校の発生状況と未然防止・早期支援

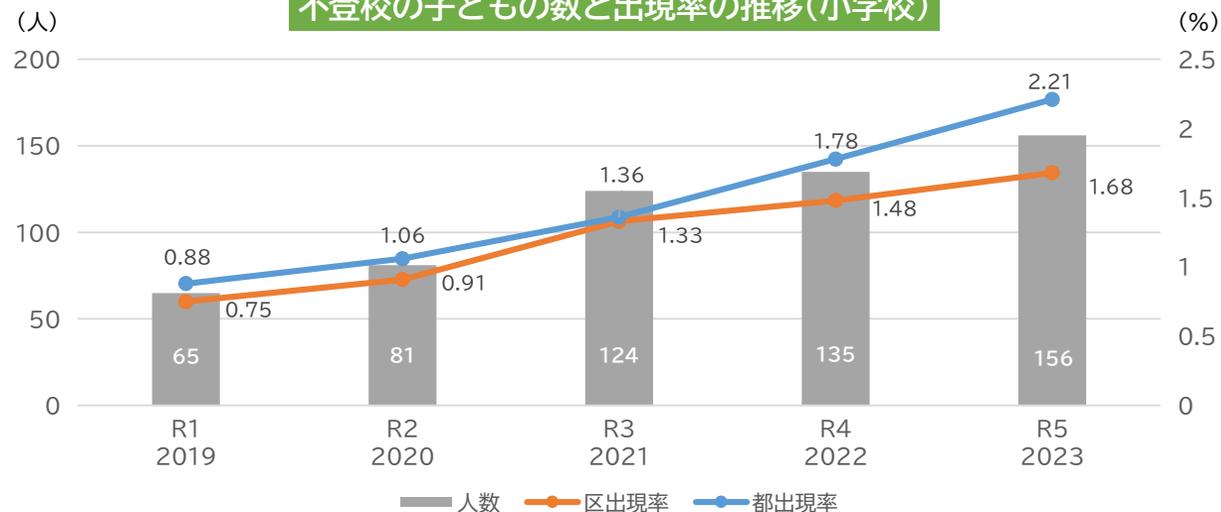
今日、全国的な傾向として不登校の子どもの数が増加しています。

文部科学省の調査「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5(2023)年度、全国の小中学校から報告のあった不登校の子どもの数は合わせて34万6482人と、過去最多となりました。増加の要因として、子どもの休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透などによる保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする子どもに対する早期からの適切な指導や、必要な支援に課題があったことなどが挙げられています。

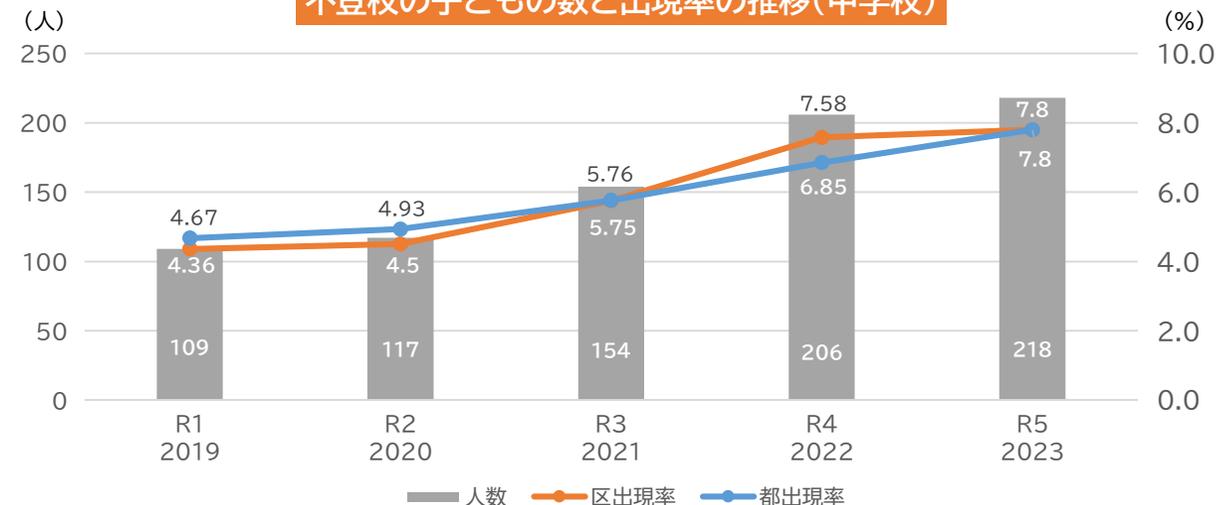
豊島区においても、不登校の子どもの数は5年間で約2倍に増えており、毎年増加傾向にあります。増加の要因として、主に「生活リズムの不調」や「集団生活への不安」が挙げられています。

この危機的状況を受け、スクールソーシャルワーカー\*を増員するとともに、従来の派遣型に加え、学校配置型の支援を実施するなどして、学校と協働し、不登校・いじめ・虐待などの予防を強化しています。

不登校の子どもの数と出現率の推移(小学校)



不登校の子どもの数と出現率の推移(中学校)

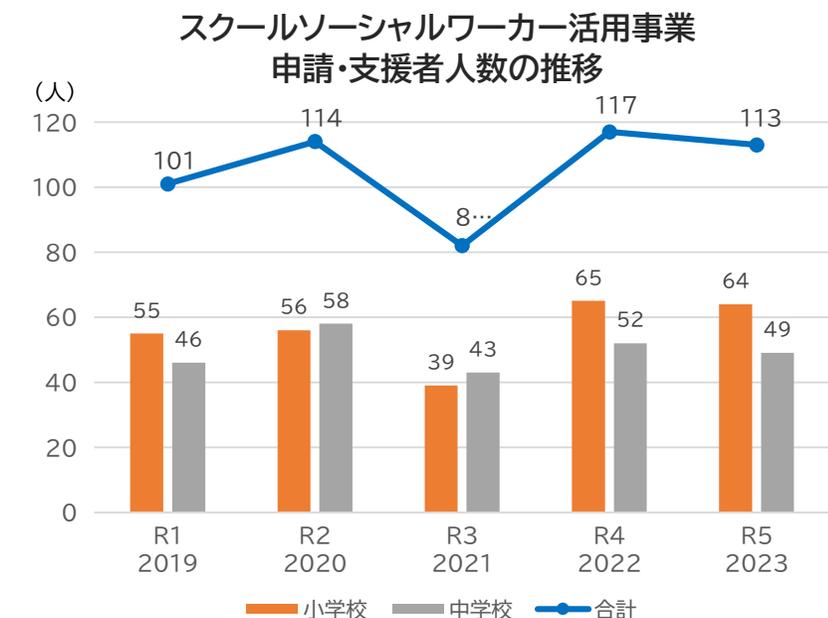
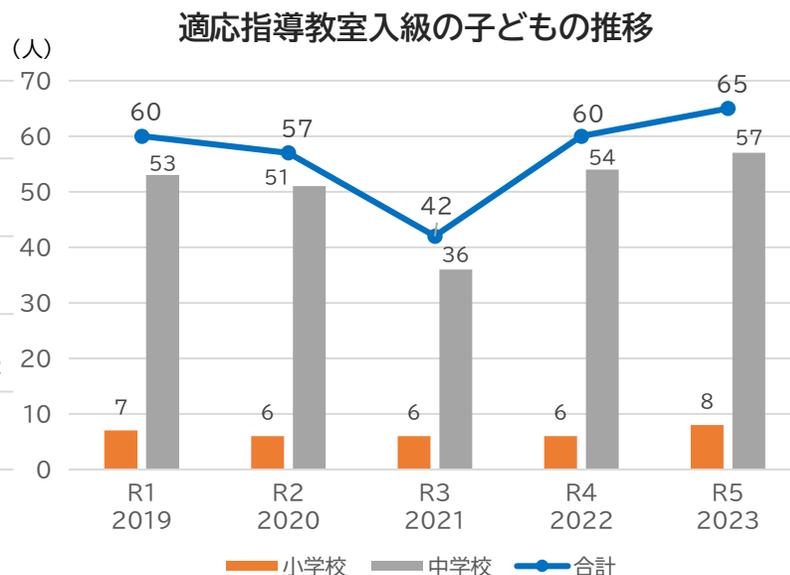
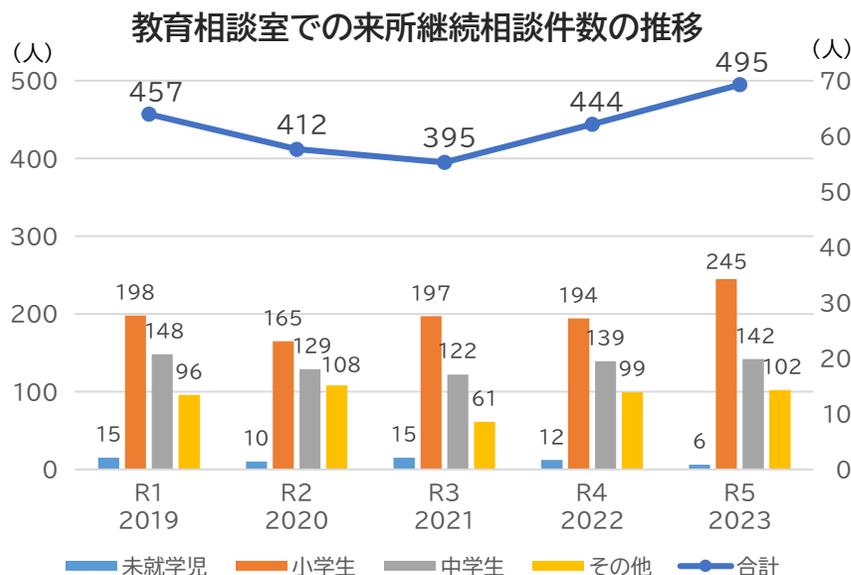


# 豊島区の現状

## (6) 豊島区教育センターにおける相談事業などの推移

教育センターには、子どもの成長や発達に伴って生じる様々な問題や悩みについて、就学相談や教育相談など子どもの成長に伴走する相談体制があります。また不登校対策として、学校が早期に不登校傾向を把握し、スクールカウンセラー\*による教育相談、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、全中学校配置の不登校対策支援員による自立支援など、状況に応じて複数の専門職が連携し、多角的な支援を行っています。教育センターでは、学校に通うことが難しい子どもの学校への復帰や社会的自立を支援するために、適応指導教室（柚子の木教室）や全中学校設置の校内教育支援センターの利用など、不登校の子どもの居場所機能の強化を図っています。

それぞれの事業は、令和4(2022)年度以降はコロナ禍以前の水準に戻りつつある状況です。今後も事業の効果を確認しながら、教育センターと学校、関係機関が連携し、子どもや家庭に対する支援を進めていく必要があります。



# 豊島区教育課題

国や東京都の動向、豊島区の現状を踏まえ、今後取り組むべき主な教育課題として、次のような課題があります。

## ●「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進

確かな学力の向上については、学力調査の結果分析を踏まえた授業改善に取り組んでいます。また、一人ひとりの状況に応じた学びを進めるために、一人1台タブレット端末を活用した授業の展開を進めています。

今後は、一人1台タブレット端末を活用した教育と対面での教育を融合させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進していく必要があります。

## ●心の教育の充実

道徳教育については、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため授業の充実を図り、子どもの人権意識の醸成を目指してきました。

今後は、「豊島区子どもの権利条例」に基づく、人権に関する授業などを継続的に実施し、心の教育を充実させていく必要があります。

## ●健康教育の充実

子どもたちの健やかな成長を後押しするため、各学校で、がん教育や歯と口腔の健康づくりなど、健康教育や食育\*の充実を図ってきました。

コロナ禍を経て、子どもの体力・運動能力が低下する中、健康維持・健康増進に対する意識を高め、運動に親しむ機会を創出していく必要があります。

## ●保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携

区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を整備し、小学校への円滑な接続に向けて、保育園・幼稚園・小学校の間での子ども同士の交流や職員の連携を深めるとともに、全中学校ブロックにおいて9年間の学びを通じた小中連携教育を進めています。

今後は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育のさらなる質の向上を図り、小学校就学以降も学びの芽を伸ばしていく保幼小の連携強化を図っていく必要があります。また、学校生活に馴染めず不安を抱える子どもが増加する中、中学校進学への不安を解消するため小中連携教育の取組を充実・加速させていく必要があります。



ICTを活用した協働的な学び



豊島区子どもの権利擁護委員を講師とした道徳授業地区公開講座



歯科医師会と連携した歯の健康に関する授業



幼小・小中の交流

# 豊島区の教育課題

## ● 幼児教育の質の向上および保幼小連携の強化

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての就学前の子どもに質の高い幼児教育を行うとともに、保幼小連携を強化し小学校へ円滑に接続させる必要があります。今後は、区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を整備し、区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や公立・私立保育園を含めた、合同研修などの実施や小学校との円滑な接続が可能な仕組みを検討していく必要があります。

## ● 認定こども園の検討

認定こども園については、「豊島区教育ビジョン検討委員会 幼児教育部会」において、「待機児童ゼロの達成」「預かり保育の拡大、給食の提供」「幼児教育センターの設置により、質の高い幼児教育の提供や保幼小連携強化による幼児教育施設間及び小学校との連携を積極的に推進」、「区立幼稚園及び幼児教育センターの幼児教育に係る相談機能の充実」などにより代替できる旨の報告（令和6(2024)年11月）がありました。

今後は幼児教育センターおよび区立幼稚園の取組状況を見定めながら、次期教育ビジョン（令和12(2030)～16(2034)年度）の策定時に改めて方向性を検討します。

## ● インクルーシブな教育\*の推進

特別な支援を要する子どもに対して、「豊島区特別支援教育推進計画」を策定し、今後の区立学校における特別支援教育\*の方向性を示しています。

特別支援教育に関する理解が深まる中、インクルーシブな教育に対する捉え方が様々である現状を踏まえ、インクルーシブな教育のさらなる推進が求められています。

## ● スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーのさらなる連携

いじめや不登校などへの対応について、スクールソーシャルワーカーを増員するなど、どのような課題へもチームで対応する組織づくりが始まっています。今後は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのさらなる連携を図り、児童相談所や保健福祉部局との連携を密に、子どもと保護者の悩みに適切に対応していく必要があります。



幼稚園・保育園長と  
小学校校長を交えた研修



幼稚園・保育園児と  
小学校児童との交流



車いすバスケット体験



スクールソーシャルワーカー研修・勉強会

# 豊島区の教育課題

## ●放課後の居場所づくりの充実

共働き世帯の増加などにより、子どもスキップ\*（学童クラブ）を利用する子どもが増加しています。また、中学生が放課後に過ごす居場所が不足しています。子どもたちが安全・安心な環境のもとで遊びや学習、部活動など思い思いに過ごせる居場所が求められており、子どもスキップの施設整備やプログラムの充実、部活動の円滑な地域連携・地域移行などを推進する必要があります。



子どもスキップで遊ぶ子どもたち

## ●学校における働き方改革のさらなる推進

教員の長時間労働の是正に向けて、スクールサポートスタッフ\*の全校配置、校務支援員\*の配置強化および出退勤システムの整備など、区立小中学校における働き方改革を推進しています。

今後は、校務のDX化、部活動の地域移行の推進など、教員の働き方改革をさらに推進するとともに、教員研修を充実し、教員の資質・能力の育成や指導力の向上を図っていく必要があります。また、カリキュラムマネジメント\*の取組を通して、教育活動の質の向上を図り、働き方改革につなげる必要があります。

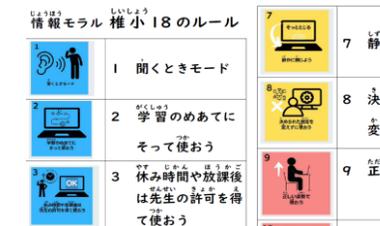


授業風景

## ●情報モラル\*教育の充実

ICT環境整備が進んだことにより、ハード・ソフト両面で情報モラル対策を進めています。

今後も、教育現場において、ICTを活用した学習環境の整備を計画的に進めるとともに、学校および家庭における情報モラル教育の充実を図り、情報を正しく安全に利用できる能力を育成する必要があります。



研究開発指定校による  
情報モラルカードの開発

## ●計画的な学校改築・改修

区立小中学校30校のうち、令和6(2024)年度現在、小学校5校、中学校5校の改築が完了し、小中学校の改築割合が1/3となりました。

今後は、新たな学校改築計画に基づき、計画的な学校改築を引き続き推進していくとともに、改築の時期が遅くなる学校については学校施設の長寿命化を図るため、校舎の老朽化対策と学習環境整備の取組を同時に進めていく必要があります。



巣鴨北中学校  
(令和元(2019)年度竣工)

# 豊島区の教育課題

## ●「安全・安心な学校づくり」の推進

これまでインターナショナルセーフスクール\*活動を通じて、学校・地域が一体となり「安全・安心な学校づくり」を行ってきましたが、今後は、インターナショナルセーフスクールで培ったノウハウをコミュニティ・スクール活動の中に取り入れて実践し、子どもが安心して学べる環境を確保していく必要があります。また、医療的ケアが必要な子どもやアレルギー疾患のある子どもなどへの対応についても、どこの学校でも対応できるように、受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。

## ●学校図書館の学習情報センター\*化と学校図書館司書の充実

子どもたちの豊かな学びを支え、主体的な学習活動の支援を強化するために、学校図書館を学習情報センターとして整備しています。また、現在、学校図書館司書を全校に週1回以上配置しています。

今後は、子どもの読書活動や主体的・協働的な学びを促進するため、学習情報センター化のさらなる推進と、図書館司書の配置拡大などを進めていく必要があります。

## ●コミュニティ・スクールの全校化

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題が増加する中、子どもたちの健やかな成長を育むため、保護者や地域住民が学校経営に参画するコミュニティ・スクールの導入を順次進めています。今後、コミュニティ・スクールを全校に導入し、学校・地域・保護者・PTAが連携して、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制をさらに充実していく必要があります。



地域の方々による  
登校時の見守り活動



池袋第一小学校の学習情報センター



地域の方々と花壇の世話をする子どもたち

豊島区が目指す教育

# 豊島区教育委員会の教育目標

豊島区教育委員会は、子どもに対する豊島区の教育が目指すべき目標として、以下のように教育目標を定めています。

## 豊島区教育委員会の教育目標

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒(以下、「子供たち」という)が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係機関との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

(令和元(2019)年12月25日 豊島区教育委員会決定)

# 豊島区教育ビジョン2025が目指す子どもたちの将来の姿

豊島区教育委員会の普遍的な目標を引き続き踏襲するとともに、国・東京都および豊島区の現状・教育課題を踏まえ、教育政策の方向性と目指す子どもたちの将来像を次のとおり掲げ、新たな課題や今後重要な事項について取り組んでいきます。

## 教育政策の方向性

- すべての子どもたちの可能性を引き出し、個人の能力に合わせた深い学びと豊かな心を育む教育を目指す。
- すべての子どもが自己肯定感をもって楽しく学べる環境づくりを推進し、一人ひとりが幸せを実感できる。



## 目指す子どもたちの将来の姿

未来を切り拓く笑顔で元気な ”としまっ子”  
= 豊島区のすべての子どもの学習意欲とウェルビーイングが向上している。

自分の可能性を伸ばし、  
未来を切り拓いていくための力が育まれている。

★ 学習意欲とウェルビーイングの向上

学校や地域の中で、多くの人から多くのことを  
学び愛され、幸せを実感している。

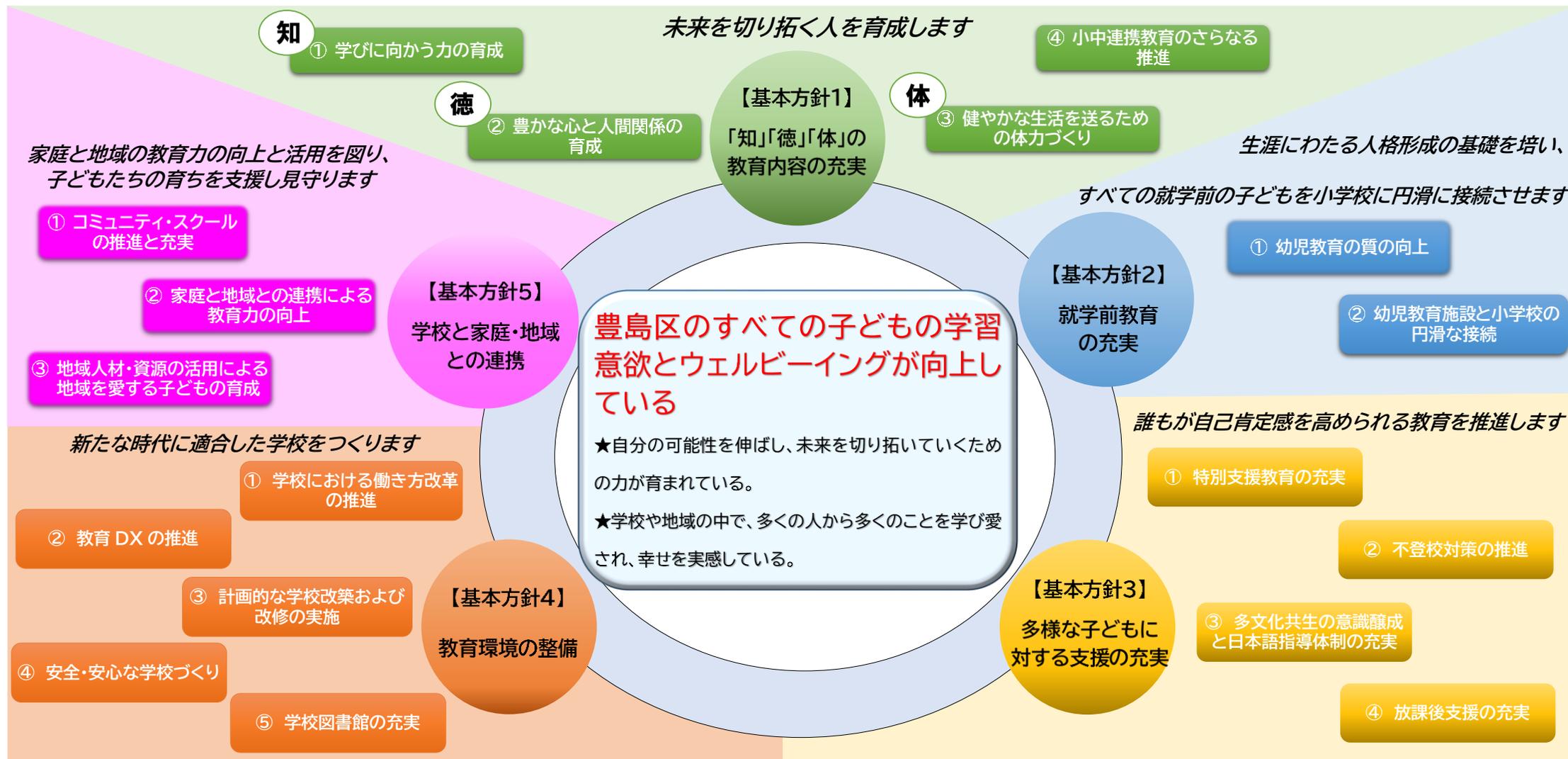
# 豊島区教育ビジョン2025の基本方針と基本施策

「豊島区教育ビジョン2025」が展開する教育政策は、5つの基本方針と、それを達成するための18の基本施策により構成されます。

| 基本方針 |  | 基本施策                           |
|------|--|--------------------------------|
| 1    | 「知」「徳」「体」の教育内容の充実<br>- 未来を切り拓く人を育成します -                        | 1-① 学びに向かう力の育成                 |
|      |  | 1-② 豊かな心と人間関係の育成               |
|      |  | 1-③ 健やかな生活を送るための体力づくり          |
|      |  | 1-④ 小中連携教育のさらなる推進              |
| 2    | 就学前教育の充実<br>- 生涯にわたる人格形成の基礎を培い、<br>すべての就学前の子どもを小学校に円滑に接続させます - | 2-① 幼児教育の質の向上                  |
|      |  | 2-② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続           |
| 3    | 多様な子どもに対する支援の充実<br>- 誰もが自己肯定感を高められる教育を推進します -                  | 3-① 特別支援教育の充実                  |
|      |  | 3-② 不登校対策の推進                   |
|      |  | 3-③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実      |
|      |  | 3-④ 放課後支援の充実                   |
| 4    | 教育環境の整備<br>- 新たな時代に適合した学校をつくれます -                              | 4-① 学校における働き方改革の推進             |
|      |  | 4-② 教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進 |
|      |  | 4-③ 計画的な学校改築および改修の実施           |
|      |  | 4-④ 安全・安心な学校づくり                |
|      |  | 4-⑤ 学校図書館の充実                   |
| 5    | 学校と家庭・地域との連携<br>- 家庭と地域の教育力の向上と活用を図り、<br>子どもたちの育ちを支援し見守ります -   | 5-① コミュニティ・スクールの推進と充実          |
|      |  | 5-② 家庭と地域との連携による教育力の向上         |
|      |  | 5-③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成  |

# 基本方針と基本施策の新たな関係

各基本方針に紐づく教育施策を、他の教育施策と相互にリンクさせることで最大限に効果を発揮させ、教育現場・区民・地域などに還元していきます。



## 第 2 編

---

# 各論

[ 第 4 章 ]

5つの基本方針と18の基本施策

# 基本方針 1 「知」「徳」「体」の教育内容の充実

## 未来を切り拓く人を育成します

### 【基本方針の視点・目指すところ】

将来の予測が困難な時代において、子どもたち一人ひとりが豊かで幸せな人生を力強く切り拓き、社会の持続的な発展を実現していくために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出す共生社会を実現させ、豊かな個性や創造性を育むために、ICTを最大限に活用して、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進します。

また、豊かな体験学習や集団活動を通して、他者への思いやりや自己肯定感、人間関係を築く力、社会性を育みます。さらに運動や体力づくり、自らの健康に関する意識を深める機会を充実させ、健やかな心と体を育成し、子どもたちが生涯を通じて健康でたくましく生きていくための力を育む教育を推進します。

# 基本方針 1 を構成する基本施策

## 1-① 学びに向かう力の育成

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、一人ひとりの個性や能力を伸ばします。

## 1-② 豊かな心と人間関係の育成

体験活動を通して、子どもたちの自己肯定感や社会性を育み、豊かな感性を磨きます。

## 1-③ 健やかな生活を送るための体力づくり

運動による心身の健康づくりや健康に関する知識を身につけ、健やかな生活を営むことができる資質と能力を育成します。

## 1-④ 小中連携教育のさらなる推進

小中9年間を見通した「学習指導」「生活指導」を確立し、子どもの成長をきめ細やかに支援します。

## 【関連する他の基本施策】

3-① 特別支援教育の充実

3-② 不登校対策の推進

3-③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

4-① 学校における働き方改革の推進

4-② 教育デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進

4-③ 計画的な学校改築および改修の実施

5-③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

## 【基本方針の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標  | 現状値 (2023年)        | 目標値 (2029年)        |
|--|--------------------|--------------------|
| 全国学力・学習状況調査 意識調査「主体的な学び」【%】                      | 小6 75.3<br>中3 79.7 | 小6 85.0<br>中3 85.0 |
| ICT機器の活用などにより、主体的に課題を解決する能力を高め、5年後は5～10%増を目指します。 |                    |                    |

| 成果を測る参考指標  | 現状値 (2023年)        | 目標値 (2029年)        |
|--|--------------------|--------------------|
| 区心理調査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率【%】   | 小6 69.8<br>中3 74.2 | 小6 85.0<br>中3 85.0 |
| 令和3(2021)～5(2023)年では平均1～2%ずつ上昇しています。人権教育や生命の安全教育などにより 自分や相手 大切に 心を 育み、5年後は10～15%増を目指します。 |                    |                    |

| 成果を測る参考指標   | 現状値 (2023年)        | 目標値 (2029年)        |
|---|--------------------|--------------------|
| 区意識調査「運動肯定率※」【%】  | 小6 80.2<br>中3 78.5 | 小6 85.0<br>中3 85.0 |
| 体育健康教育推進校の研究発表を広めたり、楽しんで体を動かすことができる場を提供したりすることで5年後は5～6%増を目指します。 |                    |                    |

※運動肯定率…

「運動やスポーツをすることは好きですか」の問いに肯定的な回答をした子どもの割合

## 基本施策 1 - ① 学びに向かう力の育成

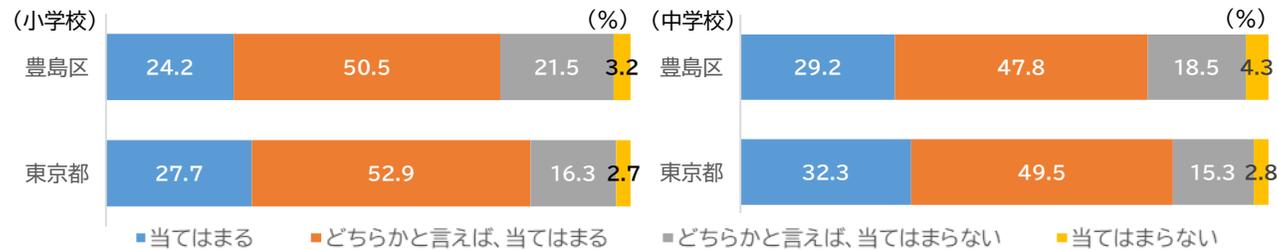
### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

一人ひとりの個性や可能性を引き出す授業づくりにより、子どもたちの「学びに向かう力」が養われている。

### 【現状・課題】

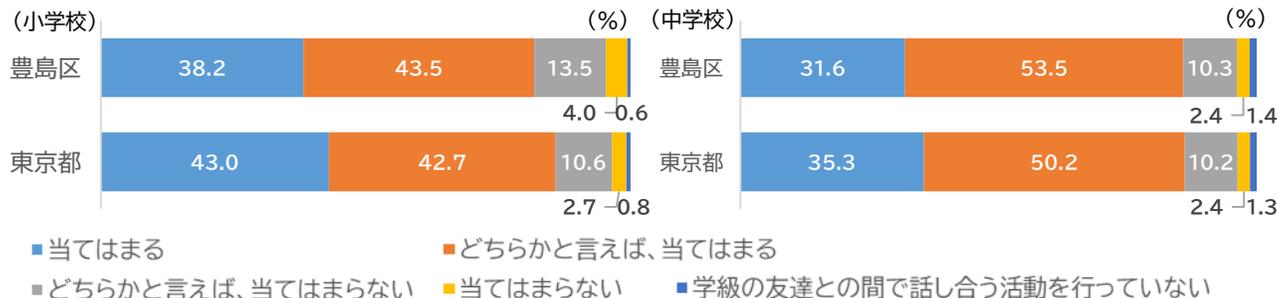
#### 【「主体的な学び」に関する質問】

5年生(中学校は1、2年生)の時に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、取り組んでいましたか。



#### 【「対話的な学び」に関する質問】

学級の児童(中学校は生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。



参考：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」生徒質問紙結果（中学3年生）を基に作成

#### 【主体的な学びの充実】

主体的な学びについては、〔図1〕より、約2割の子どもが自分で考え、取り組むことができていないと感じています。  
子どもの興味・関心を高めたり、自分事として考えられるような授業を展開し、主体的な学びを充実させていくことが課題です。

#### 【対話的な学びの充実】

対話的な学びについては、〔図2〕より、話し合う活動の中で、自分の考えの深まりや広まりを実感できていない子どもが、約2割います。  
子ども同士の対話や、地域・関係機関の方とのふれあいを通じて、対話的な学びを充実させていくことが課題です。

## 基本施策 1 - ① 学びに向かう力の育成

### 【取組内容】

#### 【個別最適な学びの推進】

子ども一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題などを踏まえて、個性に応じた学びを引き出し、一人ひとりの資質・能力を高める指導を行います。子どもの特性や学習進度、興味関心に応じて、自分の学習に見通しをもたせ、個人の成長に合わせた学びにつなげていきます。ICT機器やデジタル教科書を活用し、自分の選択した学び方で学習を進め、主体的に課題解決をする能力を高めます。

社会の変化、授業スタイルの変化に応じた教職員の授業スキルの向上・授業改善を図るため、学び続ける教職員を教職員研修で支援します。

子どもたちの主体的な学習活動を支える場では、学んだことを確かめたり、深めたりするために、図書や資料を自分の目的にあわせて活用できる力を育てます。

#### 「指導の個別化」と「学習の個性化」

子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に応じて、指導方法や教材、学習時間などを柔軟に提供・設定します。さらに、子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習を調整できるようにします。

- (例) ・学習のねらいの明確化、興味関心を引き付ける課題や子ども一人ひとりに応じた教材の工夫  
・探究的な学習課題の設定など



タブレットを活用した  
個別最適な学びの推進

#### 【協働的な学びの推進】

探究的な学習や体験活動などを通して、多様な他者と協働しながら、持続可能な社会に必要な資質・能力を育成する指導を行います。

個別最適な学びが孤立した学びとならないように、子ども同士で話し合ったり、ゲストティーチャーや地域の方に教わったり、説明したりするなど、対話の中で自分の考えを表現し、他者の思いを聴くことで、相互理解を深め、共感する力を高めていきます。

- (例) ・多様な他者と協働しながら学習を進める場の設定  
・地域人材、関係機関などの活用  
・目的をもった話し合いの設定など  
・すべての学びの場でのICTの効果的な活用



多様な他者と協働しながら  
学習を進める場の設定

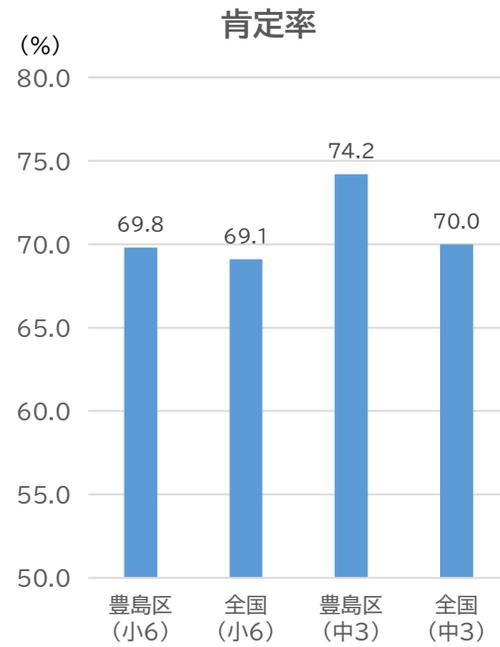
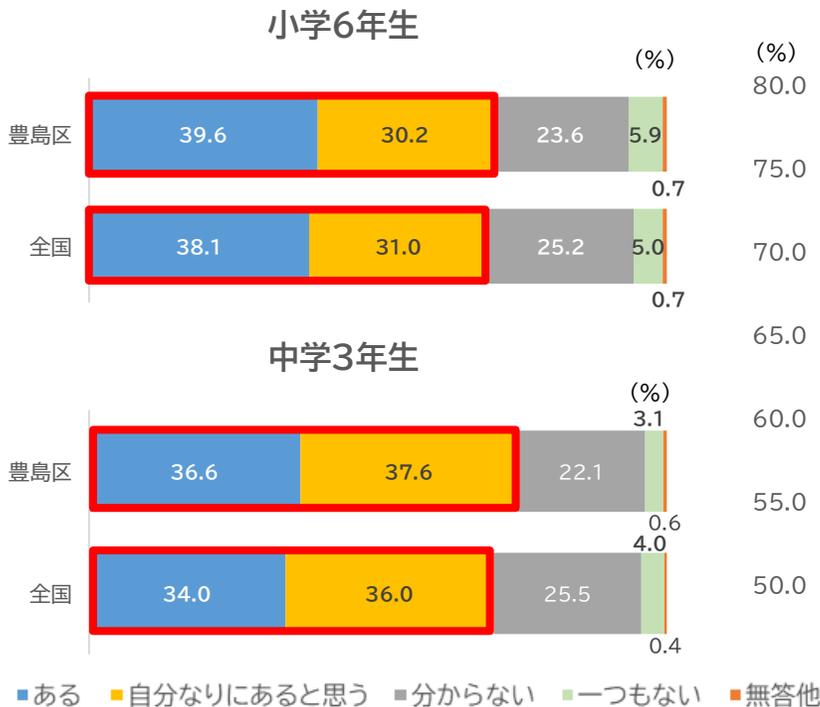
## 基本施策 1 -② 豊かな心と人間関係の育成

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

子どもたちが自他の違いを認め合い、豊かな人間関係を築くことができる。

### 【現状・課題】

令和5(2023)年度 子供たちが輝くクラスづくりのための総合質問紙調査  
「自分には、いいところがあると思いますか」という設問に対する回答結果



#### 【自己肯定感および自他を認め合う意識の向上】

「自分にはいいところがあると思いますか」という問いに対し、「分からない」「一つもない」と回答している子どもが約3割います。

教育活動の中で、一人ひとりの良さを認め、自己肯定感を高めていく取組を行っていくことが求められています。また、授業や行事の中で、自分自身や互いの頑張りを認め合う場を設けることも必要です。学校での学びが社会でどのように役立つのか実感できるように、学校だけでなく、地域や保護者と連携した教育活動が求められています。

#### 【豊かな感性と社会性の育成】

子どもたちが生涯にわたり、社会の中で心豊かに、他者と協力し合いながら、幸せな人生を歩むためには、豊かな感性と社会性を育み、多様な価値観を身につけることが重要です。

そのためには、優れた芸術や伝統文化に触れる体験活動や、地域の中で年代を超えた人とのふれあいを通して、自ら体験する機会を創出していく必要があります。

## 基本施策 1 -② 豊かな心と人間関係の育成

### 【取組内容】

#### 【多様性を認め、誰もが自己肯定感や自己有用感を感じられる教育の推進】

一人ひとりの子どもたちの状況に合わせて、学校・家庭・地域が連携し、教育活動の中で地域人材を活用し、学校の学びと実社会をつなぐ支援を推進していきます。また、様々な人と関わる中で、相手を大切に多様性を認めるとともに、自分を大切に自分の良さに気づくことができる教育を進めていきます。学校は、「学校いじめ防止対策基本方針」を定期的に見直し、教職員・保護者・地域の方々と方針を共有しながら、協働して、子どもたちが安心して学べる環境を整えます。

- (例)
- ・学校・家庭・地域が一体となった安全教育
  - ・他人の人権についての理解、自分の権利についての理解を深める授業
  - ・男女平等についての理解を深める授業
  - ・子どもの権利に関する理解を深める授業
  - ・家庭や地域社会との連携における道徳公開授業
  - ・学校のきまりを見直す場面で子どもが主体的に参加し意見を表明する取組
  - ・スクールロイヤー\*などの外部講師によるいじめ防止の授業
  - ・子どもたちが主体となったいじめ防止の取組

#### 【地域の魅力や芸術・文化に関する体験の機会の創出】

地域の方々とふれあう機会を創出し、子どもたちが、人と人とのつながりの大切さを実感し、協調性や他人を思いやる心を育てていきます。

また、東京芸術劇場、豊島区立芸術文化劇場などの地域の施設を利用し、音楽や演劇の鑑賞教室など、芸術・文化に触れる機会や体験する機会を創出することで、子どもたちの創造力や表現力などの豊かな感性を磨いていきます。

- (例)
- ・各教科などにおける地域人材や地域資源の活用
  - ・区内の熟練技術者による実演や現場訪問
  - ・区内大学などと連携した多文化教育
  - ・「チームとしま」\*や各種団体などと連携したキャリア教育\*
  - ・東京芸術劇場や豊島区立芸術文化劇場などの施設を利用した芸術鑑賞



外部講師によるいじめ防止の授業



トキワ荘などの地域資源を活用した授業

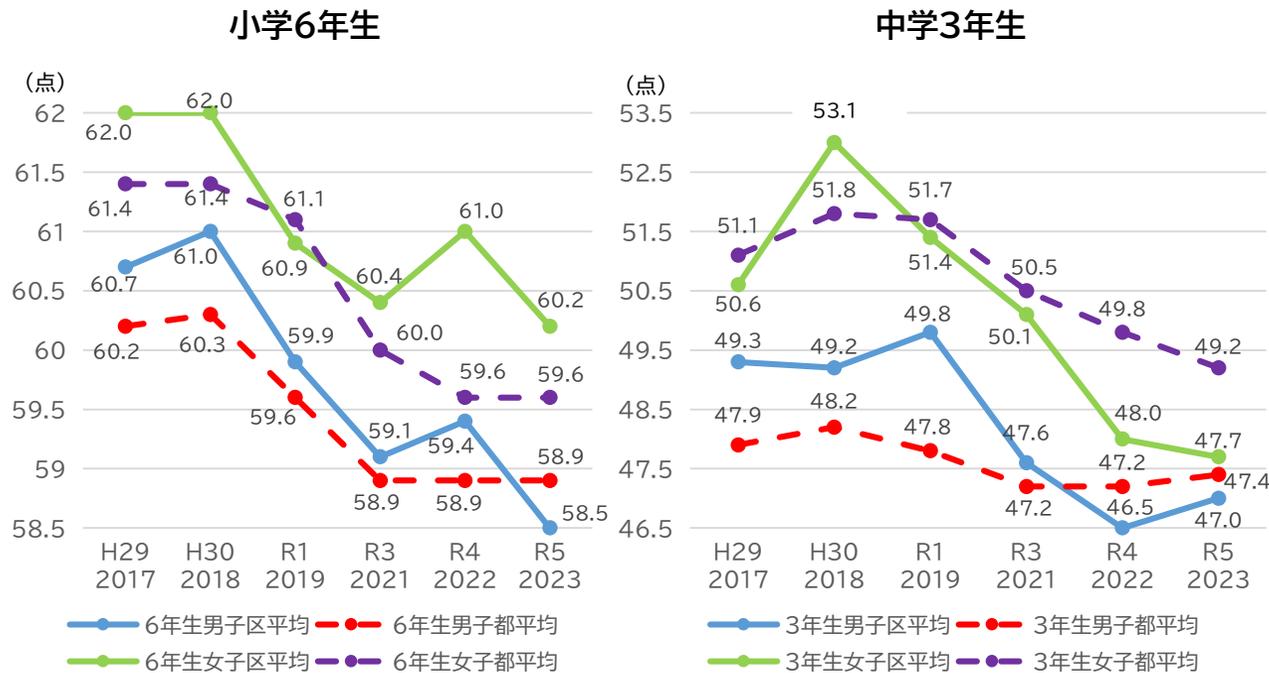
## 基本施策 1 -③ 健やかな生活を送るための体力づくり

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

- ◆子どもが運動の楽しさを知り、健康で安全に生きるための力が育まれている。
- ◆子どもが自分で立てた目標に向かって粘り強く努力している。

### 【現状・課題】

体力調査における体力合計点の推移



出典：東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査を基に作成

※体力合計点…8項目の体力テストの記録を得点換算し、すべての得点を合計したもの。

#### 【運動の機会の減少による体力の低下】

コロナ禍を機に、東京都も豊島区も体力合計点が下がっています。令和4(2022)・5(2023)年度の豊島区体力合計点は、中3男女ともに東京都平均を下回っています。教育活動全体を通して、運動の機会を確保し、体の動かし方を学んだり、自発的に様々な運動に取り組んだりすることが課題です。

#### 【学校・地域・関係機関などとの連携による生活習慣の改善】

規則正しい生活習慣や望ましい食生活は、健やかな生活を送るために必要です。学校・地域・関係機関などが連携して家庭への啓発を行い、子どもたちに生活習慣を身につけさせることが課題です。

## 基本施策 1 -③ 健やかな生活を送るための体力づくり

### 【取組内容】

#### 【運動による心身の健康づくり】

体育の授業改善、タブレットの活用、移動教室における自然にふれる体験などを通して運動の楽しさや体の動かし方を知り、自分に合った場で進んで体を動かす子どもを育成し、生涯にわたって運動に親しむ態度を育みます。

- (例)
- ・楽しんで体を動かすことができる運動の場や道具の提供
  - ・体力や障害の有無などに関わらず、ともに学ぶ体育活動
  - ・アスリートとの交流
  - ・移動教室などにおける自然の中での活動
  - ・連帯感や仲間意識をもち、人間関係を深める校内外でのグループ活動・クラス活動



かけっこなどの走る運動機会の確保

#### 【健康的な生活習慣の確立】

子どもたちが健康維持に対する必要性を感じ、自ら目標をもち、生活リズムを整え、健康的な日常生活を送るための意欲を高めます。

- (例)
- ・早寝、早起き、朝ごはんの推進
  - ・がん教育や薬物乱用防止教室
  - ・歯磨き指導、歯科検診
  - ・食習慣だけでなく、自然や食に関わる人々への感謝の心を育む食育
  - ・心の健康教育
  - ・眼科、歯科、耳鼻科、内科医師などによる健康診断
  - ・スマホやSNS利用時間の調査を基にした学校や家庭でのルールづくり



発達段階に応じた健康教育を実施

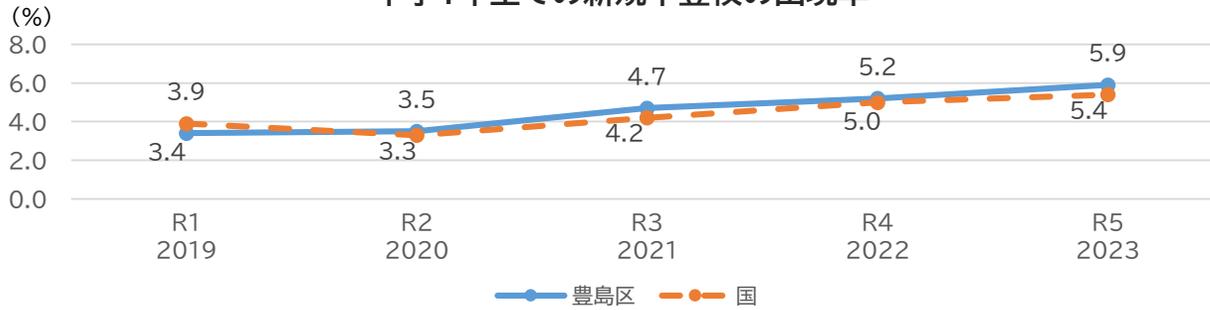
## 基本施策 1 -④ 小中連携教育のさらなる推進

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

9年間を通じた「学習指導」「生活指導」を確立し、子どもの成長をきめ細やかに支援している。

### 【現状・課題】

中学1年生での新規不登校の出現率



豊島区立小学校 卒業生進路先



#### 【9年間を通じた小中連携教育】

中学校への進学を機に不登校となる子どもの割合が増加傾向にあります。小中連携教育において、小中9年間を通じた学習・生活に関する指導や、中学校教員による出前授業・部活動体験などの交流の機会により、中学校での学習や生活のイメージをつかみ、進学への希望が持てるよう取り組んでいます。今後も子どもの不安や悩みを丁寧に聞き、小中連携を推進し、自己実現を図ることのできる教育を充実させることが必要です。

#### 【小中連携教育による魅力ある学校づくり】

区立中学校への進学率は約6割前後で推移しています。学校と保護者や地域などとの連携により、小中学校9年間を通じた子どもの成長をきめ細やかに支援し、魅力ある学校づくりを進めていくことが求められています。このため、小中を通じた目標を明確にした授業や地域との関わり、同じ中学校区の小学校での日常的な交流など、小中連携教育を一層推進し、子どもたちが生き生きと学べる環境を整備することが必要です。

## 基本施策 1 -④ 小中連携教育のさらなる推進

### 【取組内容】

#### 【9年間を通じた「学習指導」「生活指導」の確立】

小中連携教育推進検討会にて、区として取り組む小中連携教育の目標や方向性を示す、「小中連携教育推進方針」を策定します。また、西巣鴨中学校区・池袋中学校区を拠点とするブロックで、小中連携教育の実践を積み重ね、小中連携教育「共通プログラム」に反映していきます。さらに小中連携連絡協議会を設置し、新たな取組の情報交換、事例の効果検証を行います。

※小中連携教育推進検討会…今後、区として取り組む小中連携教育の目標や方向性などを検討する会。  
「小中連携教育推進方針」の策定を行う。

※小中連携連絡協議会…拠点ブロックを中心に、全中学校ブロックにおける小中連携教育の実践例を集約し、共有する会。集約した実践例を小中連携教育「共通プログラム」としてとりまとめる。

#### 【小中連携教育「共通プログラム」\*の推進】

下記のプログラムを実施することで、魅力ある学校づくりを推進します。

- ①授業改善プログラム…学習スタンダード（学習規律）\*の徹底、指導方法の統一など小中学校のブロックごとに共通ルールを作り、子どもたちが、場所・人を選ばず同じように学べる環境を作ります。また、オンラインを活用して、教職員がお互いの授業を見学し、授業改善を進めます。
- ②地域の特色プログラム…総合的な学習などの授業で地域の特色ある題材を扱い、小中を通して地域への理解と愛着を深めます。また、コミュニティ・スクールでの地域連携や、小中学校の保護者による地域の見守り、地域行事の参加など地域に根付いた活動に取り組みます。
- ③小中連携プログラム（小学校間での連携）…オンラインでの同時授業、大学連携による英語の合同学習など、同じブロックの小学校が共通の学びや体験ができるように活動を工夫します。運動会、学習発表会、展覧会などの合同行事も検討していきます。
- ④不登校対策プログラム…別室登校教室の共有、不登校対策支援員\*の小中での関わりなど地域の小中学校で学びの場を作ります。



小中学校合同による清掃活動



中学生による小学生への学習支援

## 基本方針 2 就学前教育の充実

**生涯にわたる人格形成の基礎を培い、  
すべての就学前の子どもを小学校に円滑に接続させます**

### 【基本方針の視点・目指すところ】

幼児期における教育は、子どもの心身の発達と健やかな成長を促すとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために非常に大切な役割を果たしています。一方、近年は共働き世帯増加に伴う保育需要の増加など、保護者のニーズや行政サービスが大きく変化し、さらに子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

今後は、子どものよりよい育ちを促進していくために、幼児教育に携わる関係者が相互に連携し、公立・私立幼稚園、保育園に通う子ども、家庭で過ごす子どもなど、就学前のすべての子どもがより質の高い幼児教育を受け、健やかに成長できる環境を整備していきます。

また、子どもの発達や学びの連続性を高めるために公立・私立幼稚園、保育園などの幼児教育施設同士の横の連携と小学校との縦の連携を強化し、小学校へ円滑に接続できる仕組みを構築していきます。

# 基本方針2を構成する基本施策

## 2-① 幼児教育の質の向上

生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育の質の向上を図ります。

## 2-② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

子どもの発達や学びの連続性を高めるために、保幼小の連携を強化していきます。

## 【関連する他の基本施策】

1-① 学びに向かう力の育成

1-② 豊かな心と人間関係の育成

1-④ 小中連携教育のさらなる推進

4-① 学校における働き方改革の推進

## 【基本方針の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標  | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
|--|------------|------------|
| 学校評価「学校・園は、関係諸機関等（保育園・小学校、中学校）と連携を図っていると思う」という設問で、肯定的な回答をした保護者の割合【%】 | 74.3       | 85.0       |
| 幼児教育センターを設置し、園児と児童の交流を推進するなど保幼小連携を強化することに伴い、5年後は現状から約10%増を目指します。     |            |            |

| 成果を測る参考指標                            | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
|--------------------------------------|------------|------------|
| 保幼小連絡会の開催数【回】                        | —          | 44         |
| 各小学校学区（22区域）にて保幼小連絡会を2回実施することを目指します。 |            |            |

## 基本施策 2 -① 幼児教育の質の向上

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

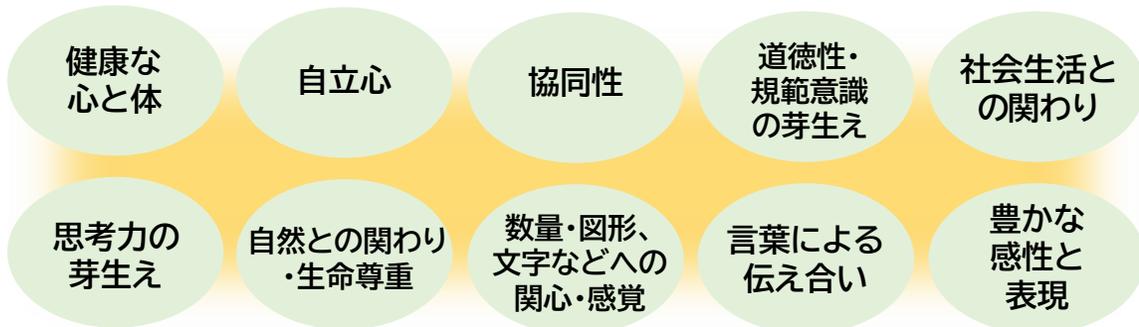
すべての就学前の子どもに質の高い幼児教育が行われ、幼児一人ひとりの特性に応じた幼児教育・保育が充実している。

### 【現状・課題】

#### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

#### ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらいおよび内容に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。



参考: 文部科学省 令和6年度幼児教育推進体制事業 資料を基に作成

#### 【人格形成の基礎を培う幼児教育】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な時期であり、幼児教育に携わるすべての関係者が相互に連携し、質の高い幼児教育を提供する必要があります。

また、今後増加が見込まれる特別な支援が必要な子どもや外国籍の子どもなども含め、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

#### 【質の高い幼児教育・保育の提供】

共働き世帯増加に伴う保育需要の増加など幼児教育・保育を取り巻く環境が大きく変化しています。

今後は、幼児教育に関わる教職員・保育士の資質向上のため、公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えた合同研修などの実施や、家庭で過ごす子どもを含め、就学前の子どもを対象とした共通のプログラムを示すことが必要となっています。

## 基本施策 2 -① 幼児教育の質の向上

### 【取組内容】

#### 【幼児教育の質の向上に向けた一体的な体制の構築】

幼児教育の質の向上を図るために、区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置します。また、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザー（学識経験者・臨床心理士・園長経験者など）を各幼児教育施設へ派遣します。さらに、特別な支援が必要な子ども、外国籍の子どもに関する教育相談にも応じます。

区立幼稚園は、預かり保育の拡大および給食提供の検討を行うとともに、幼稚園教育要領に基づく幼児教育を実施し、幼児教育のさらなる質を向上させインクルーシブな教育を推進します。また、幼児教育センターと連携し現場のノウハウを蓄積するための調査・研究をする場としての機能を担います。



学識経験者による幼児教育施設の視察

#### 【「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指した幼児教育の推進】

子どもの充実した経験や学びを小学校の生活、学習へとつなげるため、教育委員会と子ども家庭部が連携して、どの幼児教育施設でも活用可能な0～5歳児を対象とした「就学前教育共通プログラム\*」を策定します。

また、幼稚園教育要領・保育所保育指針に記載されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指した幼児教育を行うとともに、地域と連携し、文化・芸術・音楽・自然環境に触れる機会を増やします。

こうした取組により、就学前のすべての子どもがより質の高い幼児教育を受け、健やかに成長できる環境を整備していきます。



近隣の幼稚園・保育園児の合同での遊び

## 基本施策 2 -② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

子どもの発達や学びの連続性を高めるために、幼稚園・保育園などの幼児教育施設と小学校との連携が強化され、小学校へ円滑に接続できている。

### 【現状・課題】



出典：文部科学省HP 幼児教育および小学校教育資料

#### 【小学校への円滑な接続】

幼児教育では遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培い、小学校教育ではその学びの芽生えをさらに伸ばしていくことが求められています。

区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や公立・私立保育園などを含めた幼児教育施設全体で、小学校との円滑な接続ができる仕組みを検討していく必要があります。

#### 【保幼小の教職員同士の連携強化】

保育園・幼稚園の教職員と小学校の教職員との交流の場が不足しています。一人ひとりの子どもの発達や学びの連続性を担保するためには、施設種別に関わらず、公立・私立幼稚園、保育園、小学校が交流・連携し、様々な課題や情報を共有していく必要があります。

## 基本施策 2 -② 幼児教育施設と小学校の円滑な接続

### 【取組内容】

#### 【園児と小学校児童の交流の推進】

就学前から小学校の雰囲気を感じ、就学後も安心して小学校生活を過ごせるようにするため、学校探検、授業参加、ランドセル体験など小学生と交流する機会を設けます。また、保育士などの保育者が小学校へ入学した子どもたちの成長を見届ける機会を設けます。さらに、給食の時間帯などで小学校の校庭開放日を定め、近隣の公立・私立幼稚園、保育園の子どもが広い小学校の校庭で思いきり遊べるようにします。



幼稚園の小学校交流会（小学校体験交流）

#### 【教職員と幼稚園教諭、保育士の交流の推進】

学校長と、園長および教職員、保育士との「保幼小連絡会」を小学校区域単位などで開催し、交流を実施するとともに、今後の教育活動に向けてお互いの学校や園の紹介、子どもに関する情報交換、年間行事の確認を行い、施設間の連携強化を図ります。

また、保育園・幼稚園・小学校の保育士・教職員合同による「アプローチ・スタートカリキュラム\*」研修を実施し、公立・私立幼稚園、保育園から小学校へ切れ目のない教育を行います。



保幼小連絡会

## 基本方針 3 多様な子どもに対する支援の充実

### 誰もが自己肯定感を高められる教育を推進します

#### 【基本方針の視点・目指すところ】

学校は、すべての子どもたちが安心して楽しく通える魅力的な環境であることに加え、これまで以上に福祉的な役割や子どもたちの居場所としての機能を担うことが求められています。しかし、子どもたちの置かれている状況は様々です。家庭の事情、病気や障害の状態、発達の段階、特性、学習や生活の基盤となる日本語の能力など、個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが課題となっています。例えば、障害のある子どもの自立や社会参加を支援する特別支援教育を進めることが必要とされています。こうした取組を実現していくことで、インクルーシブな教育を推進することが重要です。豊島区では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を、現在の環境の中でできる限り設定していきます。インクルーシブな教育の推進により、子どもが将来は社会で参加及び貢献できるように、一人ひとりの力を最大限に伸ばすことができるようにします。また、国際化・グローバル化が進展する中で、子どもたち自身が多文化共生社会の一員として、相互に理解を深めていくことも必要です。様々な文化的背景を持つ子ども一人ひとりが、自分と他者との関係を自他ともに肯定的に受け入れることで「自己肯定感」を高められるよう、様々な取組を進めていきます。

# 基本方針3を構成する基本施策

## 3-①特別支援教育の充実

障害の有無に関わらず将来共生社会の担い手となる資質・能力を身につけるため、インクルーシブな教育を推進していきます。また、誰もが自立し社会参加ができるよう、個別の支援が必要な子どもは教育相談を継続的に活用するなど、特別支援教育のさらなる充実を進めていきます。

## 3-②不登校対策の推進

不登校の子どもが義務教育の段階における普通教育に相当する教育を受ける機会を確保します。不登校は年々増加傾向にある一方、その要因は多岐にわたるため、学校だけでなく関係機関と連携し対策を進めるとともに、不登校を未然に防ぐための取組を行うことで、重層的かつ多面的な対策を推進していきます。

## 3-③多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を身につけるため、民間企業や区内大学など地域資源を活用した様々な体験活動をさらに進めるとともに、区内に居住する外国籍の子どもが学校生活へ適応していくための支援を充実していきます。

## 3-④放課後支援の充実

子どもスキップの施設整備や環境改善を図るとともに業務のDX化などを進め、教職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、保育の質を向上させます。また、「チームとしま」をはじめとする企業や団体、地域などと連携し、円滑な中学生の部活動の地域連携・地域移行などを推進します。

## 【関連する他の基本施策】

1-①学びに向かう力の育成

1-②豊かな心と人間関係の育成

4-①学校における働き方改革の推進

5-③地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

## 【基本方針の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標  | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
|--|------------|------------|
| 不登校の子どもが学校や関係機関から専門的な支援を受けている率【%】  | 89.8       | 100        |
| 不登校の子どもに対して、学校だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携して、学びにアクセスするための支援を確実にを行うことを重視しているため、100%を目指します。 |            |            |
| 成果を測る参考指標  | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
| 教育相談の来所利用者数  | 495        | 510        |
| より多くの相談者に対応できるよう、相談しやすい環境を整え、現状値（2023）の数値495より多くの来所者に対して、確実に支援を行うことを目指します。                       |            |            |

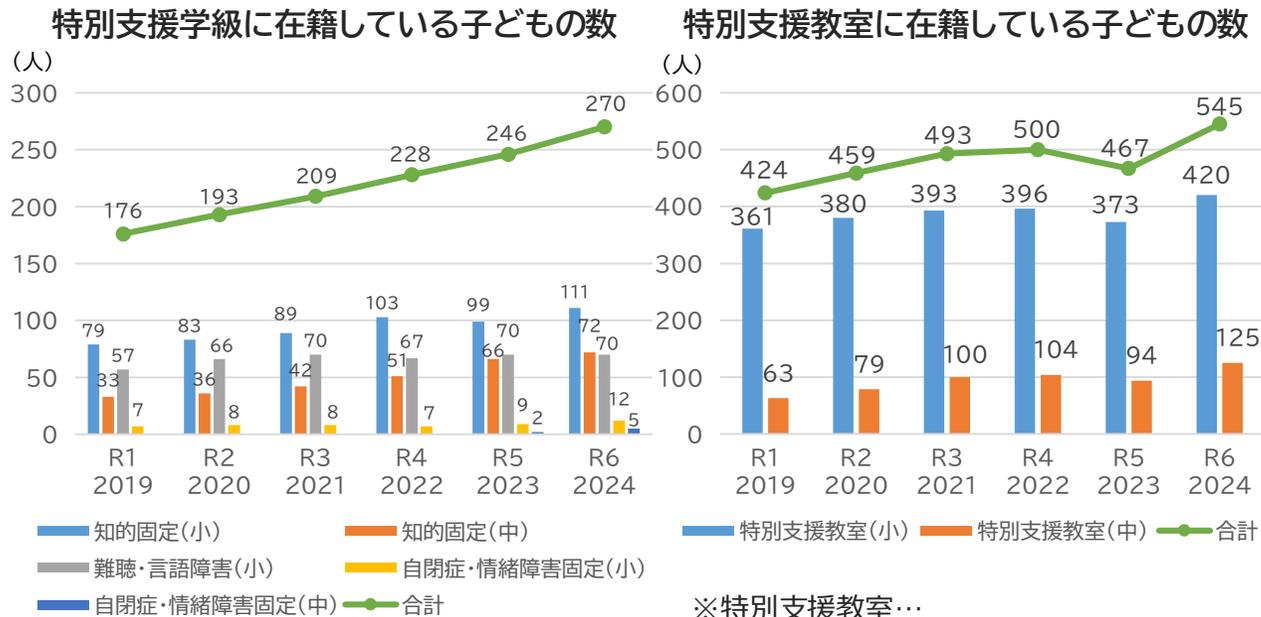
## 基本施策 3 - ① 特別支援教育の充実

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

子どもたちが、障害の有無に関わらず、互いに尊重し共に学び、共生社会の担い手となる資質・能力を身につけている。

### 【現状・課題】

特別な支援を要する子どもの数の推移



※特別支援学級…

障害のある子どもに対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級

※特別支援教室…

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする子どもが、在籍学級における障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度

### 【特別支援教育の理解促進】

特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、通常の学級にもある程度の割合で在籍しています。また特別支援学校や特別支援学級を選択したことで就学前の友達と別々の環境で学習する子どももおり、子どもたち自身も多様性を理解し、心のバリアフリーを実現させる必要があります。そのためには、すべての教職員が、障害や特別支援教育に係る理解を深め、交流および共同学習を行うほか、UD（ユニバーサルデザイン）\*の視点や合理的配慮\*に基づいた指導の一層の充実が必要です。

新たに策定した特別支援教育推進計画（第2期）に基づき、教職員や地域の人々に多様性について啓発を行っていきます。

### 【特別な支援を要する子どもの増加】

保護者の特別支援教育に対する理解が進んだことにより、就学相談を受け特別支援学級や特別支援教室などの利用を選択し、一人ひとりの子どもに合った教育環境を選択する方が増えています。そのため需要に応じた特別支援学級の増級対応や医療的なケアを必要とする子どもへの看護職員の配置など、一人ひとりの子どもが安心して学校生活を送るための個々への支援体制の充実を図ります。また子どもが自らの夢に向かって個性を輝かせ、もっている能力を十分に伸ばし社会で自立して生きていける力を身につけるためには、成長に合わせて専門的な相談ができる体制が求められます。

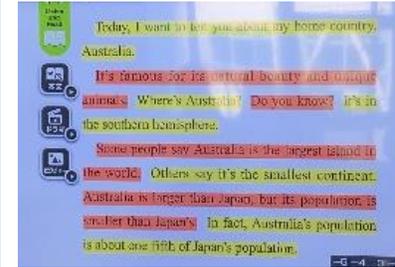
## 基本施策 3 - ① 特別支援教育の充実

### 【取組内容】

#### 【授業のユニバーサルデザイン化】

障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすことを目標として、「交流および共同学習」を中心に障害のある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指します。また、インクルーシブな教育を推進する上で、特別な支援を必要とする子どもが安心して学校に通い、一人ひとりが最適な学びを実現できるよう、個別の支援や日本語指導を行うなど教育センターを拠点とした巡回支援を行います。

加えて教職員も、特別支援教育についての研修会や連絡会を通して、ユニバーサルデザインの視点による授業の工夫や合理的配慮についての理解を深めます。タブレットや一人ひとりに合わせた教材などを活用して、すべての子どもにとってわかりやすく安心して学ぶことができる授業を行います。



読む箇所を色分けした  
デジタル教科書



色で叩く場所を示す  
補助教材（木琴）

#### 【教育環境と相談体制の充実】

個々の成長や発達に合わせた個別の支援が必要な子どもへの教育環境として、学校生活での安全管理や子どもの身辺自立の支援を目的とした特別支援教育指導員\*を配置しています。また学級運営補助員やスクールスキップサポーターを配置することで、通常の学級や特別支援学級での学習面や行動面の支援を行い、きめ細やかな指導を行っています。

現在教育センターには、発達や成長に心配ごとのある子どもの就学先や教育環境の相談を行う「就学相談」、学校生活での不安や悩みに対して子どもや保護者に寄り添い継続的な心の支援を行う「教育相談」、学校での行動観察などを通じて教育支援を行う「巡回相談」など、心理士などによる専門的な各種相談窓口があります。保護者や子ども自身が各種窓口を活用し、子どもの状態や特性を客観的に把握し適切な教育環境を見極め、成長を促すことも重要です。今後は教育センター機能の一部を千川複合施設へ移設し、子ども家庭支援センター\*および児童発達支援センター\*とより緊密な連携を行い、幼児期から小学校への切れ目ない支援を行います。子どもが学校で必要な支援を受けることができるように、教育環境の整備と相談体制の充実を図っていきます。

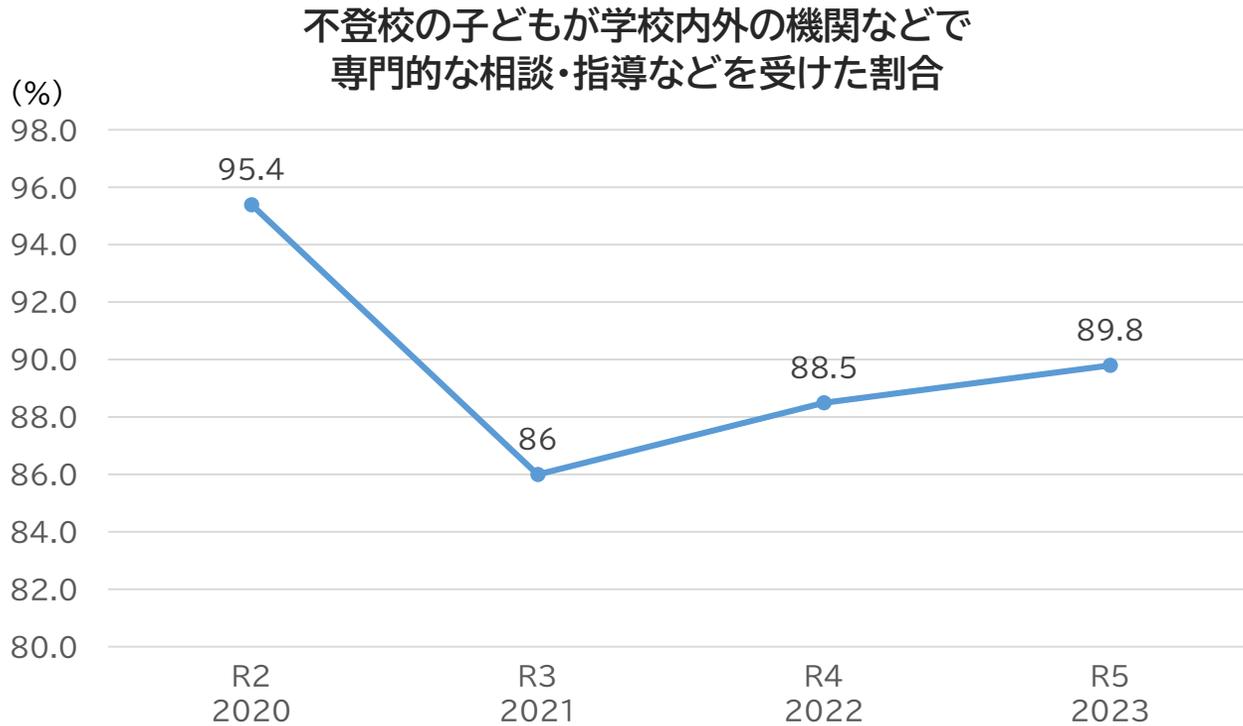


## 基本施策 3 -② 不登校対策の推進

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

子どもたちがいつでもどこでも学べる多様な環境が整備されている。

### 【現状・課題】



※学校内外の機関…教育センター教育相談や適応指導教室、フリースクール\*など

### 【新たな課題に対応した取組の推進】

不登校の子ども数の増加や低年齢化に対して、学びの場を確保していくことが課題です。「校内別室指導支援員\*配置事業」や「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業」など、社会的自立に向けた居場所をつくり子どもの状況に合わせた多様な環境を整備していく必要があります。

### 【不登校支援の充実】

不登校の子ども数の増加傾向にあります。学校だけでは解決が困難な事例が増加する中、令和6(2024)年度よりスクールソーシャルワーカーを増員、全中学校区に配置するとともに、不登校対策支援員の各中学校区への配置を進めています。不登校を増加させないためには、不登校傾向の子どもを早期に把握し、スクールカウンセラーによる教育相談、スクールソーシャルワーカーや不登校対策支援員による学習と社会的自立をサポートする継続的支援に加え、子どもが選択できる多様な学びの機会を整えていくことが必要です。

## 基本施策 3-② 不登校対策の推進

### 【取組内容】

#### 【多様な学びの環境の確保】

小学生の「適応指導教室」への入級希望者の増加については、その課題を整理し、小学生指導の充実、プログラムの工夫・学校との連携強化を図り、学校復帰を目指す個別支援策を一層充実させていきます。

令和6(2024)年5月より開始した「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業」では、教室利用者へアバターを配布し、仮想空間「バーチャル柚子の木」上でアバターを使って相互交流を深めたり、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーとの面談、バーチャル学習などにも活用していきます。さらに、各校の不登校の子どもへの利用拡大を進めていきます。

令和7(2025)年度より全中学校へ不登校対策支援員を配置し、中学校の校内別室運営および子どもの学習・自立を支援していきます。また、不登校の子どもが通うチャレンジクラス（登校支援学級）「スリジエ」\*を開設し、学びの場を増やします。

また、NPOやフリースクールなどの関係機関と連携し、多様な学びの環境を確保します。

#### 【不登校の未然防止及び早期支援の充実】

不登校の未然防止に向けた取組を推進するため、学校では子どもの実態に合った「わかる授業」、子ども同士で関わり合う「楽しい授業」を目指します。また、子どもと保護者がすぐに相談できるように、担任だけではなく、状況に応じて学年主任、養護教諭などに相談先を広げチームとして対応していきます。さらに、保護者のニーズに合わせてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを紹介します。

小中の教職員同士の情報共有を円滑にするため、令和6(2024)年度よりスクールソーシャルワーカーを増員して、全中学校区に配置しています。この取組により、小学校段階から不登校傾向の子どもを把握し、継続的支援を実施していきます。また、学校だけでは対応しきれない課題についても、スクールソーシャルワーカーを通じて福祉や医療の専門機関などにつなげることで、支援体制を強化していきます。あわせて、スクールソーシャルワーカーへの研修を充実させることで、問題解決能力を一層向上させながら、学校や適応指導教室などと緊密に連携し、ケースワークを進めていきます。

長期欠席や登校渋りのある子どもを、学校だけでなく関係機関など組織全体で把握し、早期対応に努め、どこからも支援を受けていない子どもをゼロにすることを目指します。



バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業  
「バーチャル柚子の木」



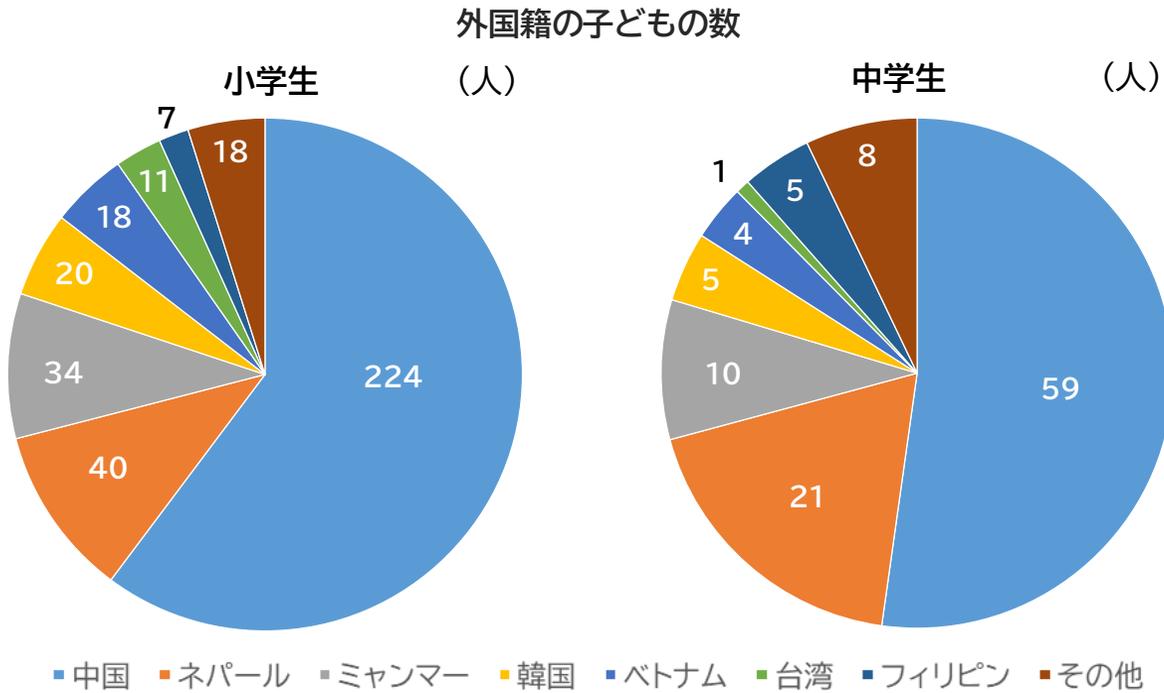
スクールソーシャルワーカー（SSW）を  
全中学校区に配置

## 基本施策 3 -③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

- ◆子どもたちが多文化共生を意識し、国際社会の発展に寄与する態度を身につけている。
- ◆日本語を母語としない子どもたちが、様々な支援により充実した学校生活を送ることができている。

### 【現状・課題】



令和6(2024)年5月1日時点

令和6(2024)年5月1日時点

※P19に外国籍の子どもの数の推移を掲載

#### 【多文化共生社会に根差した教育の推進】

グローバル化のさらなる進展を見据え、文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を身につける必要があります。また、グローバル社会に適応した教育のさらなる推進が課題となっています。これに対応するためには、発達段階に応じた英語活動・英語教育を通じて、コミュニケーション能力や国際感覚の基礎を養う必要があります。

#### 【様々な言語への対応と支援】

豊島区の外国人居住者の割合は、他区と比較しても高い水準にあります。例えば、区立小中学校の子どもに占める外国籍の子どもの割合は4.1%となっており、国籍も多様化しています。そのため、日本語指導などの充実と、様々な言語に対応できる協力者の確保が課題となっています。

また、区内に居住する外国籍の子どもは、日本語だけでなく、学校生活の基礎となる日本の文化や生活習慣についての理解が十分でない場合が多いため、学校生活へ適応していくための支援が必要となっています。

## 基本施策 3 - ③ 多文化共生の意識醸成と日本語指導体制の充実

### 【取組内容】

#### 【異文化理解の推進と外国語教育の充実】

民間企業や区内大学などの地域資源を活用した様々な体験活動を通して、国際理解教育を充実させ、日本の歴史や文化についての知識を深めるとともに、異文化を知ること、相互理解の態度を養います。

区内大学の留学生から言語や文化を学んだり、一緒に活動したりする機会を設け、異文化に興味を持ったり、学校で学んだ英語を活用し、考えや気持ちが伝わる達成感を得られるようにします。

また、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、デジタル教材や指導資料など、ICTのさらなる活用と外国語指導助手（ALT）\*の配置など指導体制の充実により、グローバルな人材を育成していきます。



外国語指導助手による外国語科の授業

#### 【日本語指導教室の充実と幅広い通訳協力者の確保】

日本語指導教室に通う子どもの在籍校との調整や指導員の確保、指導方針の策定などを綿密に行います。また、教育センターに通えない子どものため、小学校への巡回によるマンツーマン対応や、教育センターの日本語指導教室に通う中学校生徒への複数の指導員による対応など、学校生活に必要な日本語を習得できる環境を整えます。

こうした日本語指導体制の充実を図ることで、日本語が苦手な外国籍や外国にルーツのある子どもの学ぶ意欲を高めていきます。

また、近年増えているネパール語・ミャンマー語などを母語とする子どもたちに対応できる通訳協力者を確保するため、広報の充実や情報収集などの取組を進めます。



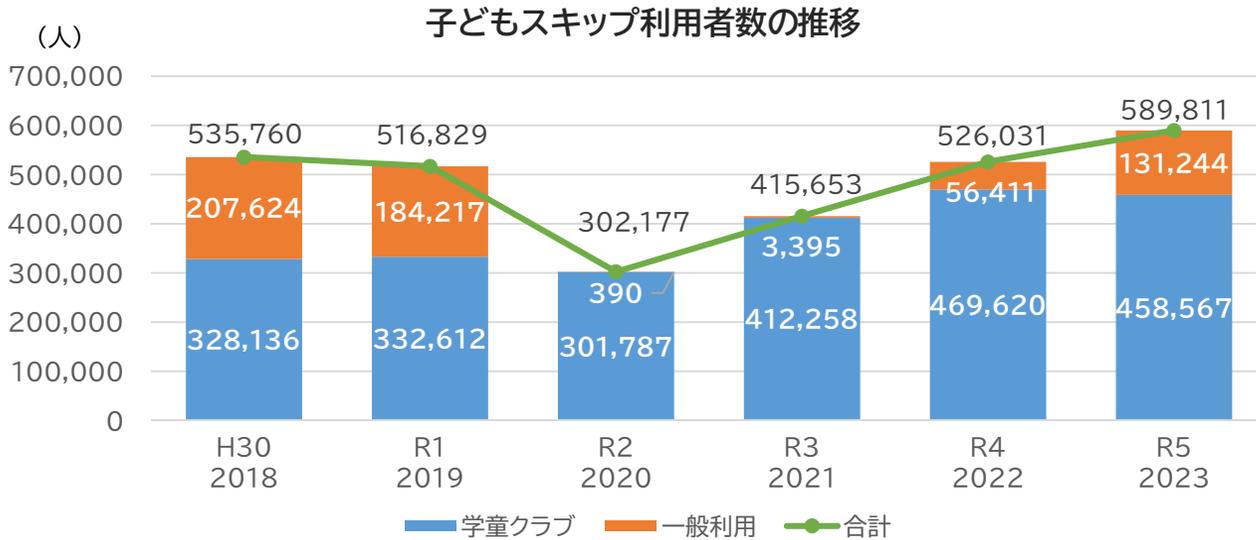
教育センター日本語指導教室

基本施策 3 -④ 放課後支援の充実

【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

子どもたちの放課後が充実し、一人ひとりが居場所を見つけ、自分らしく過ごしている。

【現状・課題】



校内居場所「にしまる一む」\*(西池中)利用者数

| 期間         | 1部  | 2部     | 合計     |
|------------|-----|--------|--------|
| R5.5 ~R6.3 | 87名 | 1,871名 | 1,958名 |



※第1部…教室に入りにくい生徒が利用、第2部…誰でも利用可能

【小学生の安全・安心な遊び場、居場所の確保】

子どもスキップ（学童保育）は待機児童ゼロを維持しているものの、ゆとりある室内スペースと職員の確保が懸案となっています。

共働き世帯の増加などにより、子どもスキップを利用する子どもが増える中、子どもが安全・安心な環境のもと、充実したプログラムや様々な体験を通し、個々が成長できる放課後の居心地のよいスペースとして、質・量ともに充実することが求められています。

【中学生が自分らしく過ごせる居場所の確保】

部活動をはじめ自分らしく過ごせる環境で、自己肯定感を高め人間力を培いながら、多様な経験ができるよう、中学生の放課後を充実させる必要があります。また、少子化による部員不足、教員の負担軽減の観点から、持続可能な学校部活動の改革を進めていく必要があります。

## 基本施策 3 -④ 放課後支援の充実

### 【取組内容】

#### 【小学生の居場所の充実】

年々増加傾向にある子どもスキップの利用者数に対応するため、これまで以上に学校と連携し、放課後の時間帯に使用していない教室をタイムシェアリングすることで、スキップの子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所を確保します。

また、職員の確保については、区内外の大学や専門学校など関係機関への協力依頼、採用時期の見直しなどを図り、採用強化に取り組みます。このほか、業務のDX化の推進、スキル向上を図る職員研修の充実により、職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、学童保育の質を高めます。さらに、地域や企業、大学などとも連携し、子どもスキップや放課後子ども教室における学習や文化、スポーツ体験などプログラムの充実を図ります。

小学校進学を機に子どもの預け先がなくなる「小1の壁」を解消するため、登校時間まで子どもの見守りを行うなど、すべての子どもたちが安全安心に過ごせる場所を確保します。

これらの取組により、子ども一人ひとりの居場所を充実させ、遊びや学びを保障します。



子どもスキップで遊ぶ子どもたち

#### 【中学生の放課後の支援】

中学生の放課後を①居場所づくり、②部活動改革、③学習支援の3本柱で支援します。

①放課後の時間に、家庭や学校以外で悩みを相談できたり、気軽に立ち寄れるサードプレイスを確保します。

②希望する部活動を続け、生涯にわたって様々な文化やスポーツに親しむことができるよう、「チームとしま」をはじめとする企業や団体、地域などと連携して、専門性の高い外部指導者による技術指導を取り入れるなど、部活動の質の向上を図りながら、地域連携・地域移行を推進します。

③地域や大学との連携により「としま地域未来塾」\*を充実させ、学習習熟度に不安を持つ子どもをはじめとした、すべての子どもたちの学習習慣の定着と学力向上を支援します。あわせて、同年代の子どもや学習支援員とのコミュニケーションや相談を通して悩みや不安を解消し、心の成長もサポートしています。



としま地域未来塾で自分に合った学習を進める子どもたち

## 基本方針 4 教育環境の整備

### 新たな時代に適合した学校をつくります

#### 【基本方針の視点・目指すところ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を経て、学校は学習機会と学力を保障する役割だけでなく、子どもたちに安全・安心な居場所を提供するとともに、子どもたちの社会性や人間性を育む場であることが再認識されました。

将来の予測が困難な時代に対応していくため、こうした視点を踏まえつつ、教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進や計画的な学校改築・改修など、新たな時代の学びを支える、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていきます。あわせて、家庭や地域との連携・協力のもと、子どもたちが安全に安心して学校に通うことができるよう、危機管理体制を強化していきます。

また、教職員がしっかりと子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びを最大限に引き出すことができるよう、学校における働き方改革をさらに推進していきます。

# 基本方針4を構成する基本施策

## 4-①学校における働き方改革の推進

教員一人ひとりが子どもたちの学びを最大限引き出すことができるよう、業務の見直しや適正化、効率化、関係機関との連携などによって教員の働き方改革を着実に進めていきます。

## 4-②教育DXの推進

一人1台タブレット端末の整備を基盤として、子ども一人ひとりの個別最適化された学びと協働的な学びの一体的充実を図ることによって教育の質の向上につなげるとともに、教育データの利活用を促進するための取組を進めます。

## 4-③計画的な学校改築および改修の実施

質の高い学習環境を整備していくため、計画的に施設の更新を進めていきます。改築や改修にあわせた設備機器の入れ替えや、遊具、ICT機器の更新などにより、安全・安心で豊かな学びの実現を図ります。

## 4-④安全・安心な学校づくり

子どもたちが安全に安心して日々学校に通うことができるよう、ハード・ソフト両面から危機管理体制を強化するとともに、通学路での安全確保など、家庭や地域と連携した取組を進めます。

## 4-⑤学校図書館の充実

図書館司書の専門性を活かして、子どもの本への興味関心を高めるとともに、学校図書館の学習情報センター化を進め、図書館資料とICT機器を活用した調べ学習の環境を整え、子どもの主体的な学びを引き出します。

## 【関連する他の基本施策】

1-①学びに向かう力の育成

5-②家庭と地域との連携による教育力の向上

## 【基本方針の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標                              | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
|--|------------|------------|
| 時間外勤務が月45時間を超える教員の割合【%】                | 40         | 20         |
| 5年後に時間外勤務が45時間を超える教員を半減し、最終的には0を目指します。 |            |            |

| 成果を測る参考指標  | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
|--|------------|------------|
| 改築済（工事中含む）の小中学校数【校】  | 10         | 12         |
| 令和11(2029)年までに千川中学校の改築工事が竣工することに加え、駒込中学校の改築工事にも着手する予定であるため目標値を12校としています。 |            |            |

## 基本施策 4 - ① 学校における働き方改革の推進

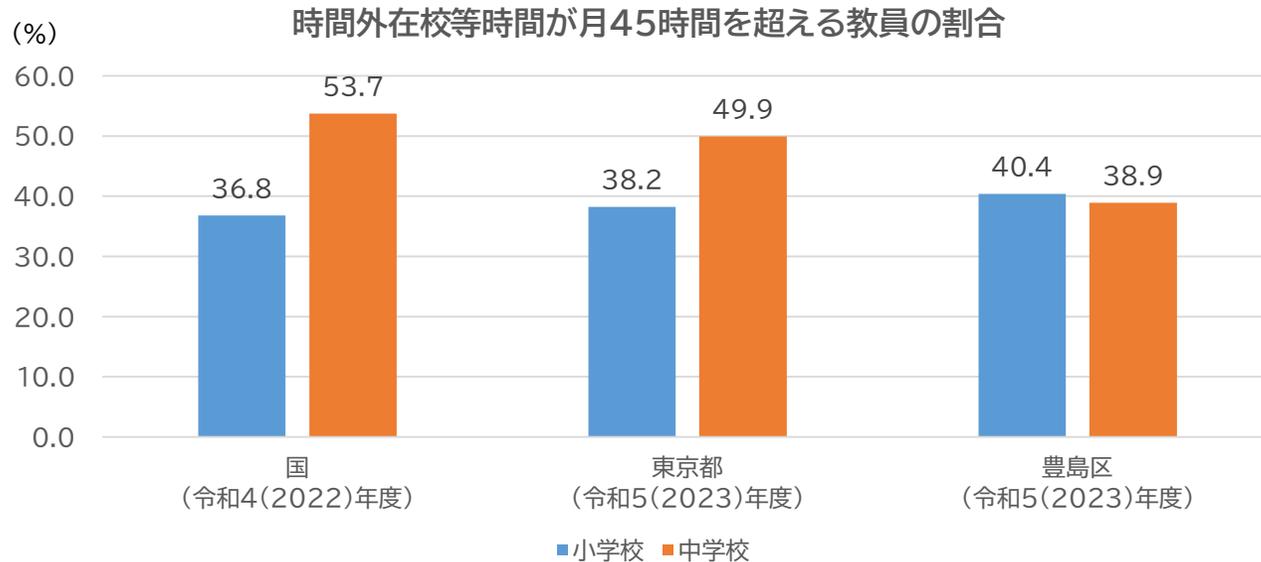
### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

- ◆教員のウェルビーイングが向上し、一人ひとりの子どもと向き合う時間が確保されている。
- ◆企業・団体・区民との連携により、教員を支える体制が構築されている。

### 【現状・課題】

#### ◆公立学校の教員の勤務時間の上限に関する指針（令和6年4月1日施行）

- ① 1か月の時間外在校等時間・・・45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間・・・360時間以内



#### 【教員の長時間労働の是正】

平成31(2019)年に策定した「学校における働き方改革推進プラン」（計画期間平成31(2019)年4月～令和2(2020)年3月）に則り、支援スタッフの充実、部活動の見直し、出退勤システム導入など、様々な取組を総合的に進めてきました。

しかし、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い教育環境が大幅に変化し、依然として教員の長時間労働が課題となっています。

#### 【教員を取り巻く環境の整備】

教員に求められる業務は年々複雑かつ多岐にわたり、増加の一途をたどっています。このような背景から、教員採用選考の受験率の低下、退職者や早期退職者が増加傾向にあり、全国的に教員不足が指摘されています。豊島区においても例外ではありません。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教員の確保のためには、持続可能な学校運営体制を構築する必要があります。

このようなことから、教育に関わる様々な主体の総力を集結し、教員の働き方改革にかかる課題に取り組むことが喫緊の課題となっています。

## 基本施策 4 - ① 学校における働き方改革の推進

### 【取組内容】

#### 【教員業務の軽減・効率化】

教員が担う業務適正化の一層の推進、従来の慣例にとらわれない業務の見直し、ICTの活用による校務効率化などを通じて、教員の長時間勤務の是正を図っていきます。

出退勤管理システムデータを活用し、管理職が教員一人ひとりの在校時間を把握し、健康状態の確認や仕事の進め方などの指導・助言を行います。

教員業務の効率化を図るため、学習支援システム（教材作成など）と校務支援システム\*（成績処理など）のさらなる向上を図り、業務のDX化を推進します。

教員の教材準備や子どもと向き合う時間を確保するため、学校・教員が担うべき業務のさらなる精査を行います。

教員の働き方改革に関する好事例を他校に紹介し、取組の拡大につなげます。

#### 【教員を支える体制の強化】

学校、家庭、地域が相互に連携、協働し、地域全体で学校運営を支える体制を強化していきます。

教員の配置状況などを踏まえ、教員業務をサポートするスクールサポートスタッフや部活動指導員などの人材を積極的に活用します。

教員が抱える様々な悩みや問題に対して、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した相談窓口の設置や、臨床心理士などによる面談・助言、先輩教員などのメンターによる声かけ、ストレスチェックの活用促進などを実施し、メンタルヘルス対策の充実を図ります。

区や学校のホームページ、教育だよりや学校だよりなどを通じて、教員の働き方改革への一層の理解と協力を得られるよう働きかけていきます。

学校運営に企業や大学、地域の人材などを積極的に活用し、地域全体で子どもを見守り、育てる体制を構築します。



子どもたちの問いかけに応える小学校教員

教育委員会

学校

連携・協働

保護者

地域・企業  
など

## 基本施策 4 -② 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

- ◆ 学習ICT環境の整備および活用により、個別最適な学びと協働的な学びが実現できている。
- ◆ 教育データの利活用による効率的な学校運営が実現できている。

### 【現状・課題】

#### 校務支援システムの導入(平成26(2014)年度)

- ・ 子どもの出欠情報、成績情報、保健情報などのデータ処理、ペーパーレス化

#### 一人1台タブレット端末配付(令和2(2020)年度)

##### 【一斉学習】

- ・ 子ども一人ひとりの反応を踏まえた、双方向型の授業が可能

##### 【個別学習】

- ・ 一人ひとりのニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能

##### 【協働学習】

- ・ 各自の考えを即時に共有化し、多様な意見にも即時に触れることが可能

#### 【授業におけるICT機器の活用促進】

一人1台タブレット端末が整備されたことを踏まえ、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けて、今後はデジタル教科書・デジタルドリルなどのデジタル教材の利活用を進めていく必要があります。

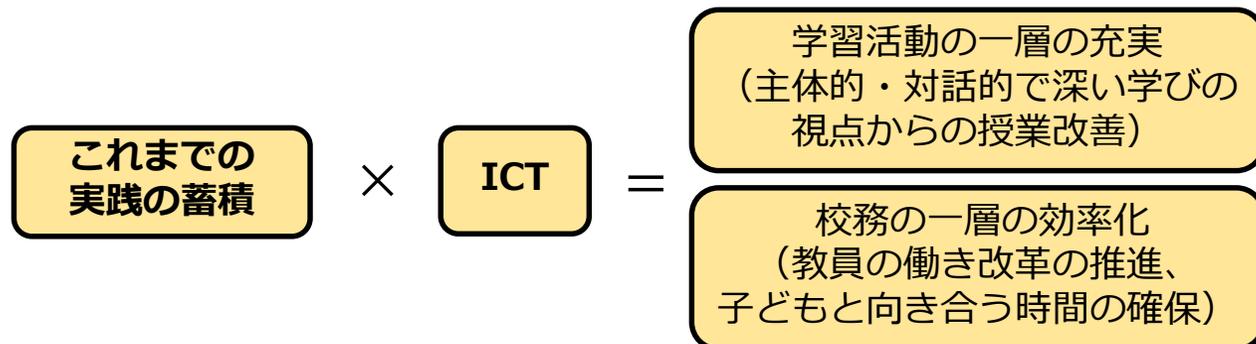
タブレット端末やプロジェクター・拡大カメラなどのデジタル機器は学習に欠かせないものとなっており、計画的に更新する必要があります。

#### 【教育DX推進に向けた情報基盤の整備】

教育DXの推進に向け、校務支援システム、学習教材やデジタルドリルなどを備えた学習eポータル（※1）などの利用における教育データ共通化への取組が求められています。今後想定される、教育データの分析・利活用を見据えて、教育ダッシュボード（※2）などの情報基盤ツールの導入・利用を進める必要があります。

※1 タブレット端末でデジタル教材などを集約し、操作を簡素化するツール・機能

※2 子どもの出席・成績などを集約・分析し、情報を見える化するツール



## 基本施策 4 -② 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

### 【取組内容】

#### 【ICTを活用した学習支援】

個別最適化された学びを実現するため、一人ひとりの興味や関心、能力に応じて、デジタル教科書や教材、学習支援ソフトなどの活用を推進します。

国のGIGAスクール構想を受けて、豊島区では令和2(2020)年に一人1台タブレット端末の配付を実現しましたが、授業や家庭学習における活用が日常化する中、破損や経年劣化に伴う不具合などが増加していることから、令和7(2025)年度以降、計画的に更新を行います。

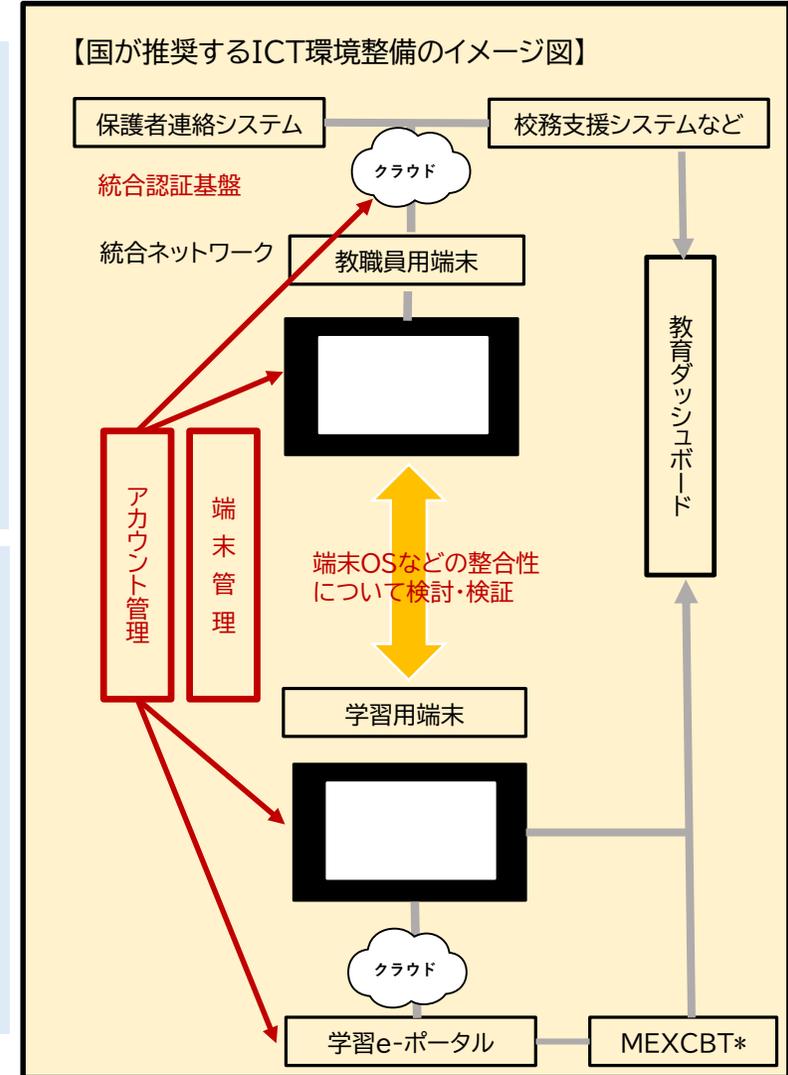
タブレット端末以外の大型提示装置（テレビ・プロジェクター）や実物投影装置（拡大カメラ）についても計画的な更新を行うとともに、今後のデジタル教科書などの利用促進を見据えて、安定的な通信環境を確保し、快適な学習環境を維持していきます。

#### 【ICT環境の更なる充実】

保健情報、成績情報等の校務支援システムの機能拡張や、学習教材・デジタルドリルなどを備えた学習eポータル\*の導入を進め、教育データの共通化に向けた基盤を整備します。

また、校務におけるクラウドサービスを利用する範囲を拡大するとともに、保護者からの出欠連絡や学校からの配布物のデジタル配信に向け「としま保護者連絡ツール（すぐーる）」を導入し、利便性の向上とペーパーレス化を推進します。

これらの情報を集約し、分散していたデータを教育ダッシュボード\*を介して教育データの利活用を促進することで効率的な校務を実現し、教員の負担軽減や働き方改革につなげます。



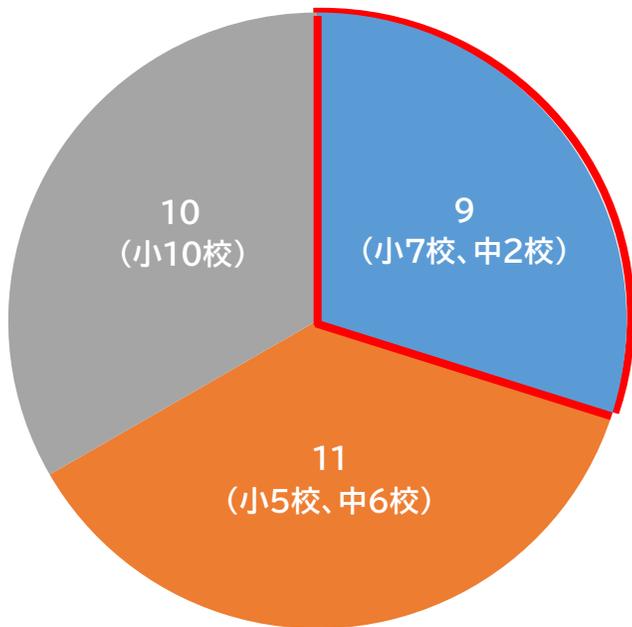
## 基本施策 4 -③ 計画的な学校改築および改修の実施

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

計画的な改築や改修が実施され、質の高い学習環境が整備されている。

### 【現状・課題】

区立小中学校の老朽化状況



■築60年超 ■改築済・改装工事中 ■その他未改築校

※築年数は最も古い校舎棟を基準に算出

改修工事の例（千登世橋中学校）



#### 【学校施設の老朽化】

区立小中学校30校のうち、約3割の学校は最も古い校舎棟が築60年を超えています。未改築校については、予防保全の考え方に基づく改修や修繕を実施していますが、築年数による老朽化に対応するためには、未改築校を着実に改築していくことが求められています。

#### 【未改築校の学習環境などの改善】

令和6(2024)年度現在、区立小中学校30校のうち、10校が改築済、1校が改築中、19校が未改築となっています。

学校改築の実現には長い時間を要することも踏まえて、改築校と未改築校とで子どもたちの学習環境に差が生じることのないよう、迅速な対策を講じる必要があります。

## 基本施策 4 -③ 計画的な学校改築および改修の実施

### 【取組内容】

#### 【計画的な学校改築の実施】

計画的な学校改築を推進していくため、改築工事期間中の仮校舎地の確保も含めた新たな学校改築計画を策定し、今後の学校改築の見通しを具体化します。

駒込中学校ブロックでは、定期借地により確保した民有地に仮校舎を整備し、駒込中学校、駒込小学校、仰高小学校の改築を順次進めていきます。

西巣鴨中学校ブロックでは、朋有小学校に隣接する総合体育場の敷地を活用し、朋有小学校と西巣鴨中学校の校舎一体型小中連携校を整備していきます。

#### 【適切な施設改修による質の高い学習環境の確保】

改築の時期が決まっていない学校については、予防保全に基づく改修による老朽化対策を適切に行うことで、安心・安全な学習環境を確保します。

また、こうした老朽化対策に加え、改築時期が決まっていない学校の学習環境向上を目的として、令和7(2025)年2月に策定した「学習環境整備計画」に基づき、施設・設備面の対策として、教室への電子黒板機能の整備やプールへの日除け設備の設置など、各学校のニーズも踏まえた学習環境の整備を計画的に行うことで、未改築校の学習環境を改善し、豊かな学びの実現を図ります。



令和4(2022)年度に改築した池袋第一小学校



プールへの日除け設備設置イメージ  
(池袋第一保育園 園庭の日除け)

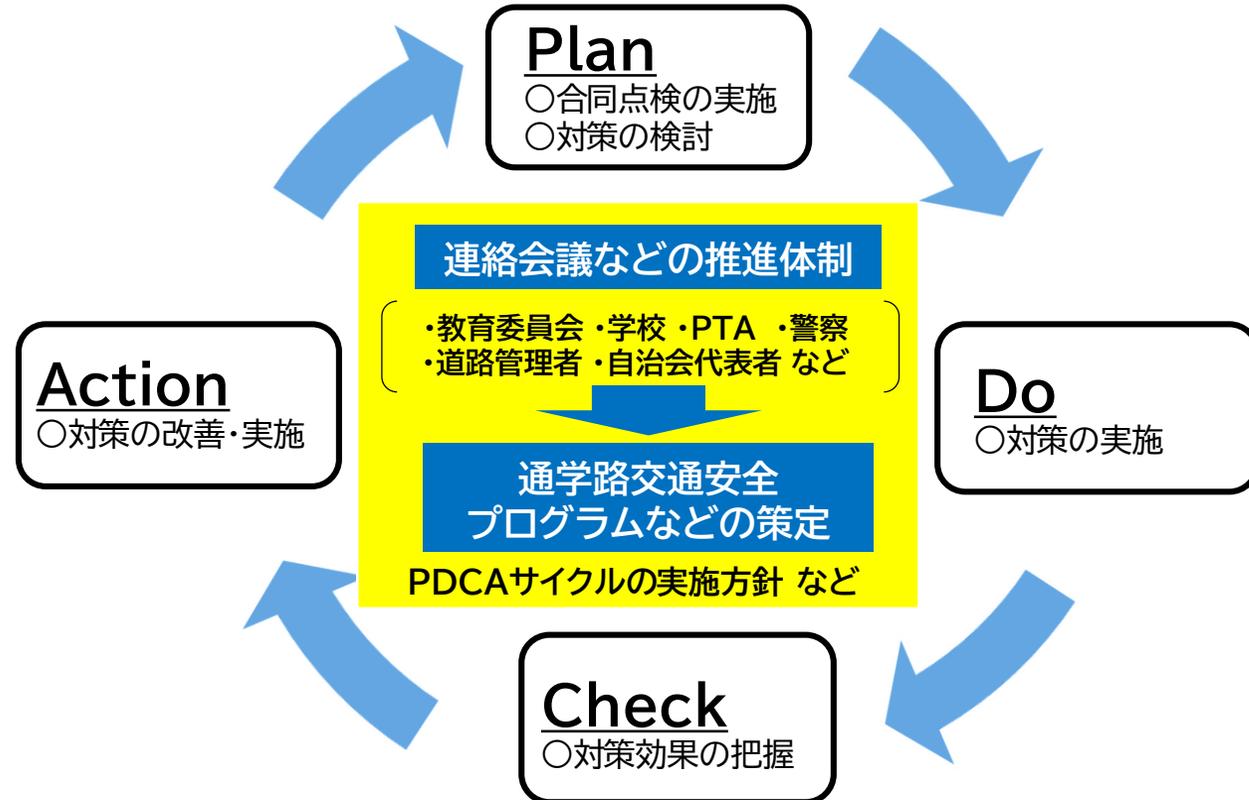
## 基本施策 4-④ 安全・安心な学校づくり

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

子どもたちが安全に安心して日々の学校生活を送ることができている。

### 【現状・課題】

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



#### 【学校内での安全確保】

学校内への不審者侵入や災害発生時において、子どもたちを守り、安全を確保する必要があります。近年は、大型台風、集中豪雨なども頻繁に発生するようになってきており、学校、地域、保護者がこれまで以上に緊密に連携して子どもたちの安全を確実に確保していくための対策が求められてきています。

年々増加するアレルギーを持つ子どもに対して、給食におけるアレルギー対策の推進など、一人ひとりの子どもの状況に応じた対応を徹底していく必要があります。

#### 【通学路での安全確保】

通学路上での犯罪や交通事故から子どもたちを守ることが求められています。特に見通しが良くない、交通量が多いような場所では、直接的な見守りを実施するとともに、防犯カメラなどによる間接的な犯罪抑止・交通事故防止策を講じる必要があります。

また、日中の災害発生時にも、適切に子どもたちを保護者に引き渡しできるような日々の訓練だけでなく、保護者との連絡手段の複数確保などの対策を徹底していく必要があります。

## 基本施策 4-④ 安全・安心な学校づくり

### 【取組内容】

#### 【危機管理体制の整備】

防犯カメラの設置や門扉のオートロック機能など、ハード面での安全・安心な学校環境を確保するとともに、災害発生時に備えた防災、災害対策用機材の配備や更新を計画的に実施します。また、暑さ対策や感染症対策も継続して行い、子どもたちの健康管理を適切に行います。さらに、アレルギー疾患のある子どもには、国の指針に基づく食物アレルギーの対応を徹底します。

すべての教職員に危機管理体制の強化に向けた研修を実施し、すべての子どもたちが安全に、安心して学校生活を送るための対策を積極的に推進します。

すべての子どもたちが、安心して学校生活を送るための対策を積極的に推進します。

#### 【安心して登下校できる体制づくり】

通学路での安全確保のため、防犯カメラ設置のほか、学童誘導員の配置や町会等関係者との連携による見守り体制の充実を図ります。また、教育委員会・学校、保護者・地域、警察などによる通学路合同点検を定期的を実施します。

登下校メールサービスを活用した登下校状況のお知らせや、自然災害などの際に休校・休園情報をいち早く保護者にお知らせする、保護者への連絡ツールを導入しています。また、災害発生時の安全な登下校を実現するため、子どもたちの在校状況の把握、保護者との通信手段の確保、そのほか必要な対策を推進します。



給食のアレルギー食（お盆の色や名札などで区分）



通学路合同点検

## 基本施策 4 -⑤ 学校図書館の充実

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

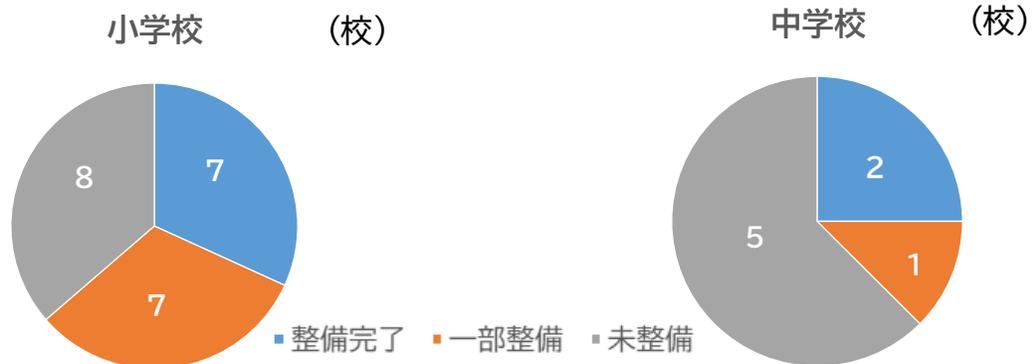
図書や学習機材が充実した学習情報センターのもとで、学校図書館司書の支援を受け、子どもが主体的に読書や学習を行っている。

### 【現状・課題】

令和6(2024)年度 学校図書館司書の配置日数



令和6(2024)年度時点 学習情報センターの整備状況



#### 【学校図書館司書の充実】

区立小中学校30校に学校図書館司書が配置されていますが、子どもの読書活動や自主学習などの充実を図るためには、学校図書館司書のさらなる活用を推進していく必要があります。

#### 【図書館設備の老朽化】

学校改築・改修の際に学校図書館の学習情報センター化を図っていますが、一部の学校において学校施設の老朽化やICT機器の整備の遅れが生じています。

## 基本施策 4 -⑤ 学校図書館の充実

### 【取組内容】

#### 【学校図書館司書の配置拡大】

学校図書館司書の配置日数を拡大することで、図書館司書の専門性を活かした本の紹介などにより、子どもの本への興味関心を高めたり、地域図書館との連携を強化し、蔵書やレファレンスサービス\*の充実を図ることで、選書の幅を広げていきます。

また、司書教諭や学級担任と連携し、教科の内容と関連した選書や図書館資料の活用の仕方の指導などを行い、子どもの主体的な学びを引き出し、深い学びにつなげていきます。



生徒にアドバイスを送る学校図書館司書

#### 【学校図書館の学習情報センター化に向けた環境整備】

子どもたちが意欲的に学んでいくために、改築校を中心として、図書室としての機能に加え、ICT環境を充実させることで、グループ学習、調べ学習、発表などを効果的に実施できる「学習情報センター」として整備します。

改築時の対応に加え、大規模改修などの機会を捉えて、各校の図書室の学習情報センター化を図ります。本を読むための閲覧スペースだけでなく、図書などを利用して調べ学習を行うためのスペースを整備し、快適で落ち着いた子どもたちの読書活動や学習環境の充実を図ります。

学習情報センター整備の一例

- ・大型提示装置の設置（プロジェクター、スクリーンなど）
- ・複合機の設置
- ・学習スペースの確保（椅子・机など）



学習情報センターを活用した協働学習

## 基本方針 5 学校と家庭・地域との連携

### 学校と家庭・地域の連携による教育力の向上を図り、 子どもたちの育ちを支援し見守ります

#### 【基本方針の視点・目指すところ】

子どもたちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナーなどの基礎を育むためには、家庭だけでなく学校・地域と一体となって子どもを育て、見守るための取組を進めていくことが重要です。

一方で、地域と家庭とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境や、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。保護者同士や保護者と地域との連携に加え、子どもたちが学校や家庭だけでなく、地域や多様な主体とつながる機会の創出など、地域全体で多様な教育活動を展開していく必要があります。

誰一人取り残さず、すべての子どもたちが安心して地域で学び、育つことができる環境をつくるために、学校や家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育活動に取り組む体制を確立していきます。

# 基本方針 5 を構成する基本施策

## 5-①コミュニティ・スクールの推進と充実

地域ぐるみで学校を支援する仕組みの構築と地域コミュニティの基盤づくりを推進していきます。

## 5-②家庭と地域との連携による教育力の向上

家庭教育やPTA活動などの支援を通じて地域の教育力を向上させ、地域全体で子どもたちを育成していきます。

## 5-③地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

地域にある豊富な人材・資源を活用し、子どもたちに多様な体験活動の機会を提供していきます。

### 【関連する他の基本施策】

1-①学びに向かう力の育成

1-②豊かな心と人間関係の育成

4-④安全・安心な学校づくり

### 【基本方針の進捗状況を測る参考指標】

| 成果を測る参考指標   | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） |
|---|------------|------------|
| 学校評価「学校はコミュニティ・スクールの推進し、保護者・地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって子どもたちを育てる体制を構築していると思う」と肯定的な回答をした割合【%】                 | —          | 85.0       |
| 令和8（2026）年4月にはすべての小中学校でコミュニティ・スクールが導入される予定です。そのため調査開始（2024年）の5年後には、まず、コミュニティ・スクールの認知の向上を図りながら85%以上を目指します。 |            |            |

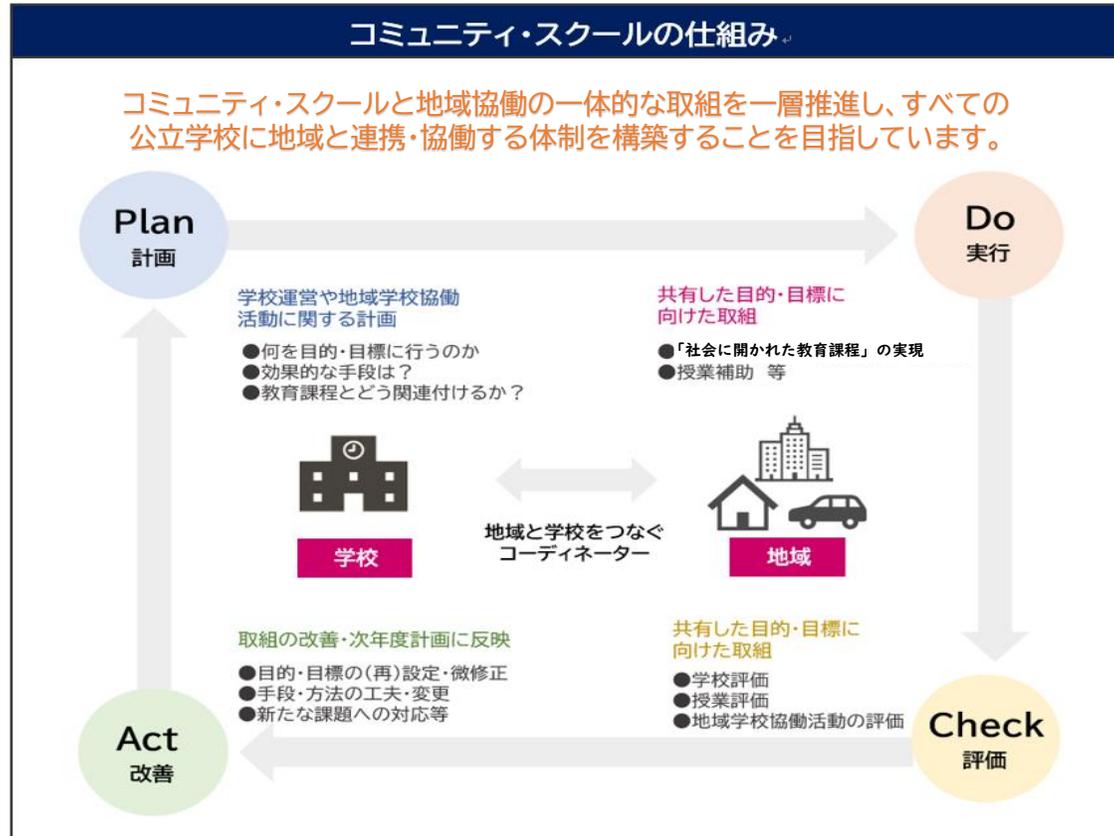
| 成果を測る参考指標   | 現状値（2023年）         | 目標値（2029年）         |
|---|--------------------|--------------------|
| 区心理検査「地域への愛着」についての設問で肯定的な回答をした子どもの割合【%】             | 小6 91.4<br>中3 89.6 | 小6 95.0<br>中3 93.0 |
| 地域資源を活用した学習機会の創出などにより、地域を大切にする心を育み、5年後は3～4%増を目指します。 |                    |                    |

## 基本施策5-① コミュニティ・スクールの推進と充実

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

学校・子どもが抱える課題に地域が一体となって取り組み、質の高い学校教育を実現できている。

### 【現状・課題】



#### 【地域ぐるみで取り組む学校支援】

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑かつ多様化しており、学校だけでは解決することが困難となっています。そのため、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。健やかな子どもの育成のために、地域ぐるみで学校を支援する体制の強化が求められています。

#### 【地域の学校運営への参画支援】

子どもを取り巻く様々な地域課題に対して、多様な主体と連携しながら、解決していくことが求められています。

そのためには、学校を中心としたつながりの場を大切に、地域コミュニティの基盤を強化するとともに、学校と地域を円滑につなぐ架け橋となる人材の確保が必要となっています。

## 基本施策 5-① コミュニティ・スクールの推進と充実

### 【取組内容】

#### 【コミュニティ・スクールの推進】

豊島区では、これまでに安全・安心な学校活動「インターナショナルセーフスクール」や、SDGsの推進に向けた取組「SDGs達成の担い手育成事業」を通じて、地域と学校のつながりを築いてきました。こうしたつながりを生かし、学校と保護者や学校運営に関わる地域住民や団体などがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みである「コミュニティ・スクール」を全校に導入することで、学校・PTA・地域・保護者が連携し地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制を構築していきます。



地域と連携した取組  
(伝統文化体験学習〈茶道〉)

#### 【学校と地域の連携強化】

地域の方々と学校をつなぐために、学校と家庭・地域の間立ち、意見や要望、連絡事項などをとりまとめ、両者の連携を強化したり、人脈を活かして学校支援ボランティアやゲストティーチャーを増やしたりする役割を担う「地域コーディネーター」を育成し、各学校へ配置します。また、地域における人材の積極的な活用や大学・企業・NPOなどと円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築・維持をしていくことで、子どもたちの学びや体験の場を継続的に充実させていきます。



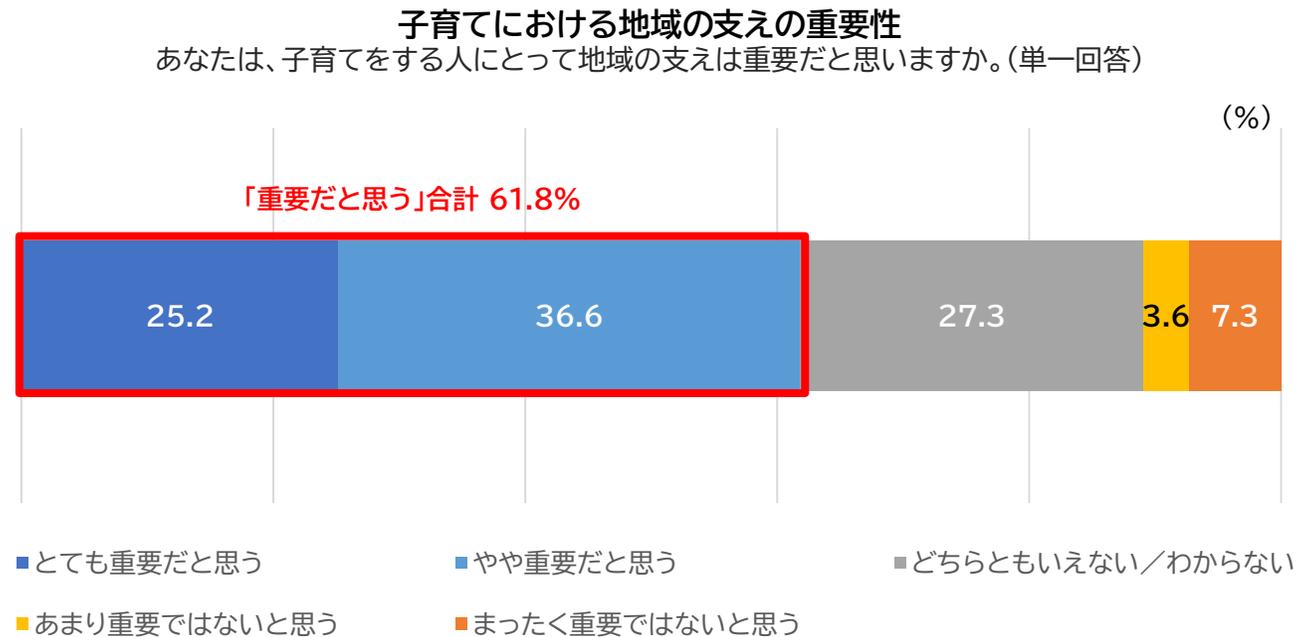
地域と連携した取組  
(登下校の見守り活動)

## 基本施策 5 -② 家庭と地域との連携による教育力の向上

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

- ◆子どもたちの幸せの実現に向けて大人の活動の輪が広がり、すべての子どもたちが伸び伸びと生活できている。
- ◆時代に即した持続可能なPTA活動が行われ、子どもの豊かな育ちの場が確保できている。

### 【現状・課題】



#### 【地域との連携による家庭教育の充実】

子育てにおける地域の支えについて、「とても重要だと思う」「やや重要だと思う」と回答した人が約62%にのぼっています。

家族形態が多様化する中で、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、子育てに不安を感じる保護者が増加しています。家庭だけではなく、学校・地域などを巻き込んだ情報提供や支援、学びの機会の創出を通じて、誰もが安心して地域の中で教育活動が行える環境と、家庭教育の支援を充実していく必要があります。

#### 【PTA活動への支援】

子どもを取り巻く家庭環境が多様化する中で、PTA活動について様々な意見が寄せられており、時代の変化やニーズに合わせたPTA活動が求められています。

子どもの健やかな育ちや幸せのために活動を行う、PTA本来の目的に合致し、持続可能な活動となるよう、地域や学校、関係団体と連携し、啓発をはじめとした活動の支援を行う必要があります。

## 基本施策 5 -② 家庭と地域との連携による教育力の向上

### 【取組内容】

#### 【家庭教育への支援強化】

社会や家庭環境が多様化する中、家庭での教育を大切にし、家庭教育支援を充実させていくことで、子どもの健やかな育ちを支援します。また、子育てや子どもの教育に対する不安を持つ家庭に対して、家庭教育に関する情報発信を充実していきます。

さらに、よりよい親子関係づくりや、地域の役割についてともに考えるきっかけの場として、保護者や地域の方々を対象とし、家庭教育に関する参加型の講座などを開催します。

保護者同士のつながりや地域とのつながりの場を創出し、家庭と地域の教育力の向上を図るとともに、地域全体で子育てをしていくきっかけをつくります。



家庭教育推進員によるワークショップ

#### 【持続可能なPTA活動への支援強化】

家庭と学校・地域が相互に協力し、よりよい教育環境づくりを進めるために、保護者や地域の方々に対してPTA活動や豊島区の教育施策に関する情報提供を積極的に行うとともに、PTAに対する各種研修会の開催や、学校を超えた交流の場を創出し、PTA活動を通じた子どもたちの健やかな育成を目指します。

また、子どもの豊かな育ちの場づくりを目指し、保護者や子どもたちのニーズを把握しながら、PTA連合会との共催による行事を開催し、誰もが積極的に参加したくなるような魅力あるPTA活動に向けた支援を強化します。

さらに、PTAが任意の社会教育団体であることを踏まえ、保護者が負担を感じることなく参加できるPTA活動をPTA連合会と連携しながら検討し、各学校のPTAに働きかけていきます。



小中学校のPTA会長が一堂に会する研修会

## 基本施策5-③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

### 【基本施策の目標（目指す5年後の姿）】

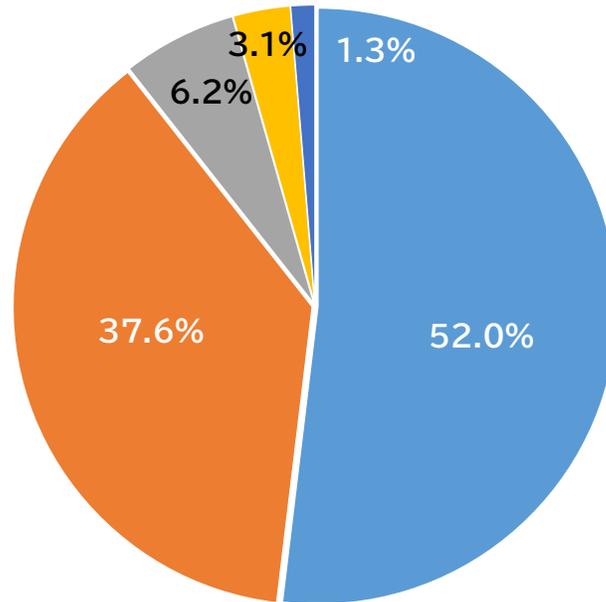
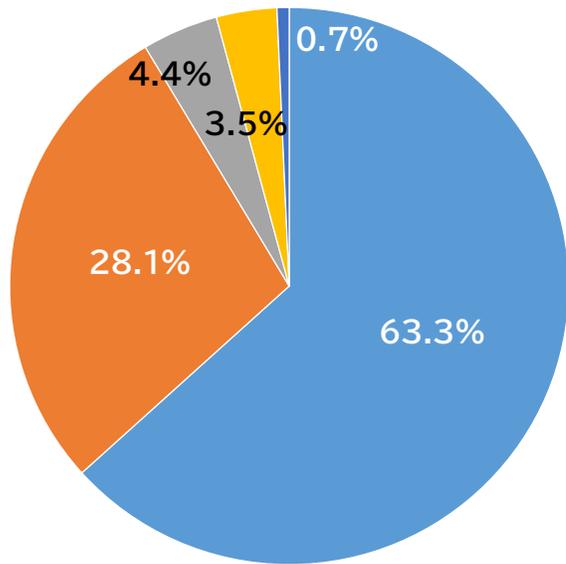
子どもたちが地域人材・資源に触れながら多様な体験を積み、地域を大切に思う心情が育まれ、地域の一員としての自覚が芽生えている。

### 【現状・課題】

「自分の住んでいる地域が好き」と回答した子どもの割合

小学6年生

中学3年生



■そう思う ■どちらかと言えばそう思う ■どちらかと言えばそう思わない ■そう思わない ■無回答

出典:「fi-check 令和5(2023)年度 豊島区教育委員会」を基に作成

#### 【地域の歴史や文化を学ぶための体制整備】

地域が持続的に発展していくためには、地域への愛着や誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成していくことが求められます。

地域への愛着や誇りに思う心情を育むため、子どもたちが地域の歴史や文化を学ぶことができる体制の整備と、体験の場の創出が必要です。

#### 【地域との連携による教育活動の充実】

子どもたちのウェルビーイングの向上を図るため、家庭や学校を超えた多様な担い手による学びの場の提供が求められています。

多様で特色ある教育を実現するため、外部人材の積極的な活用や、区内大学・地域・企業などとの連携をこれまで以上に推進する必要があります。

## 基本施策5-③ 地域人材・資源の活用による地域を愛する子どもの育成

### 【取組内容】

#### 【地域の中で多様な体験ができる機会の創出】

区内には、ソメイヨシノ発祥の地、雑司が谷すすきみみずく、トキワ荘、長崎獅子舞など、地域に根づいた歴史や文化が数多く存在します。このような地域資源を活用した学習の機会を創出するとともに、熟練技術者による技術の実演、ものづくり現場への訪問、文化財の見学など、文化芸術を学ぶための多様な体験を通して、郷土の文化についての理解を深め、地域を大切に、郷土の文化を尊重する心を育みます。

子どもたちが郷土文化を尊重する態度を身につけることで、異文化にも敬意を払い、他者と協働して課題を解決することができる「持続可能な社会づくりの担い手」の育成につなげます。



「長崎獅子舞」を体験する子どもたち

#### 【外部人材の積極的な活用、大学・企業との連携強化】

外部人材の活用や、区内大学、警察や消防など関係機関との連携により、多様で特色ある教育を実現し教育活動を活性化します。

また、地域住民と学校をつなぐ機能を強化し、地域における人材の積極的な活用や、地域企業と連携した体験活動の機会を充実させ、様々な体験や人と人とのふれあいの中で学ぶキャリア教育の推進につなげます。こうした活動を通して、子どもたちが地域との関わりの大切さを学び、社会性を身につけるとともに、社会環境の変化に柔軟に対応し、自分の道を切り拓いていく力を育みます。



「すすきみみずく保存会」による総合的な学習

計画の推進に向けて

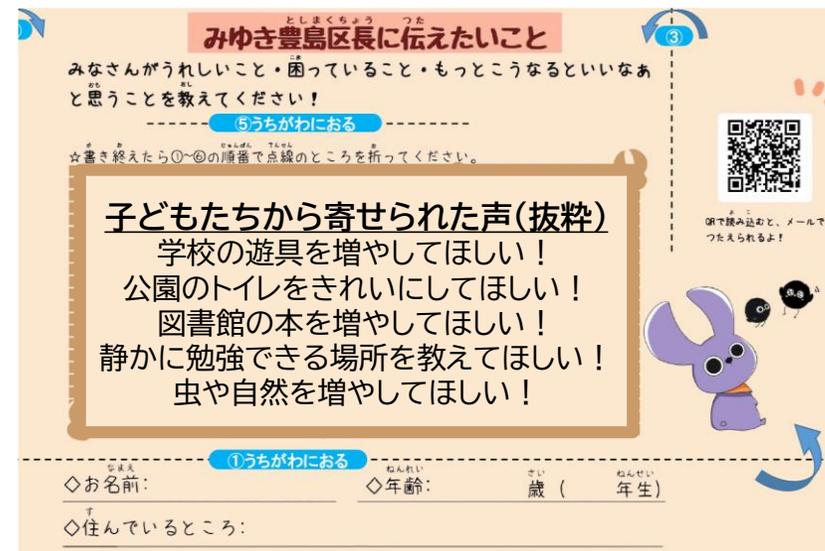
# 子どもの意見表明を踏まえた教育施策の展開

「こども基本法」の施行により、これまで以上に子どもに寄り添った施策・取組が求められています。

豊島区は、「こども基本法」が施行される以前の平成18(2006)年より「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、いち早く子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映していくことを宣言し、取り組んできました。

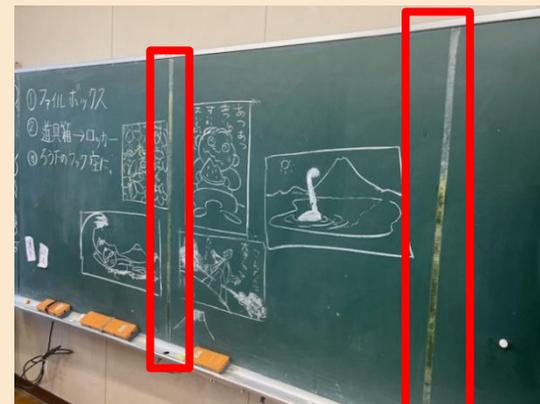
さらに令和5(2023)年6月より、子どもたちが、嬉しいことや、困っていること、「豊島区がこうなるといいな」と思うことなどを、直接区長に届ける「子どもレター」を開始し、子どもたちの声を聴き、子ども目線での区政運営を実践しています。

豊島区教育委員会は、区長部局と連携し、そうした一人ひとりの子どもたちの声を聴き、子どもたちの目線で教育施策を展開・改善していきます。また、子どもたちが自分自身の考えや意見を声として上げることができる主体性を学校や家庭・地域の中で身につけることができるよう取り組んでいきます。



子どもレター

## (事例) 「黒板が見にくい」という子どもの声を受けた黒板の取替



(取替前)

一部の表面が剥がれ、  
板書が見えにくくなっている。



(取替後)

全面がフラットになり、  
どの席からも見やすくなった。

# 計画を推進するための体制について

子どもたちを取り巻く多くの課題は、社会情勢の変化を受けやすく、かつ、様々な問題が複雑に関係しています。このような状況の中、「豊島区教育ビジョン2025」に位置づけた基本施策を効果的かつ計画的に展開していくために、各取組について、目的と手段を明確にし、計画的かつ効率的な事業運営に努めていくことが重要です。

このような考えのもと豊島区教育委員会では、各基本施策に関係する事業について、年度別の計画を立てるとともに、子どもたちに関係する重大な課題などに対しては、個別の計画の策定や施策の見直しを行っていきます。このように「豊島区教育ビジョン2025」で示す各基本施策を絶えず補完していくことによって、5年間の様々な変化に耐えうる教育施策を進めていきます。

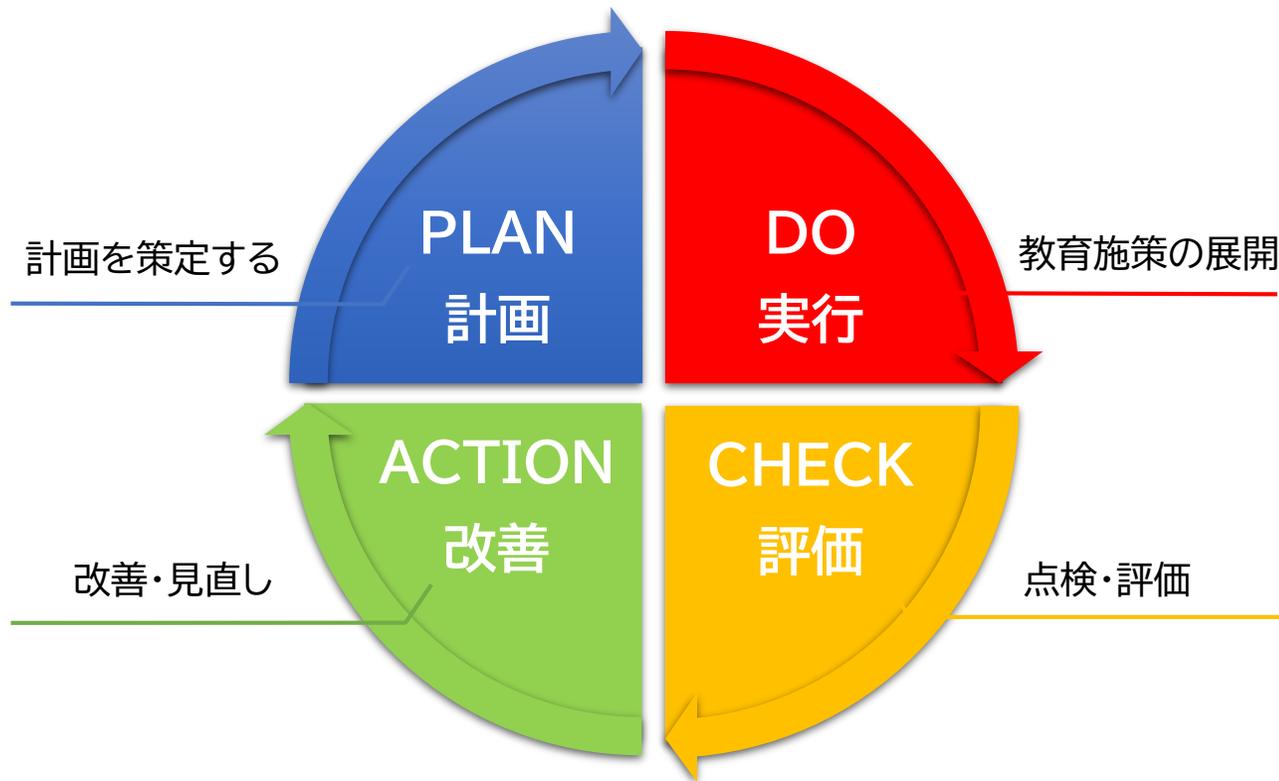
## 【年次計画のイメージ図】

|                             |  |  |         |
|-----------------------------|--|--|---------|
| 【基本方針】                      |  |  |         |
| 【基本施策】                      |  |  |         |
| 【事業名】                       |  | 担当課  |         |
| 【事業概要】                      |  |  |         |
|                             | 令和〇年度実績  | 令和〇年度実績  | 令和〇年度予定 |
| 【取組内容】<br>延利用者数<br>〇〇〇,〇〇〇人 | 【課題】<br><br>【課題を踏まえた取組内容】<br>延利用者数<br>〇〇〇,〇〇〇人 | 【課題】<br><br>【課題を踏まえた取組内容】<br>延利用者数<br>〇〇〇,〇〇〇人 |         |
| 事業費<br>(一般財源)               |  |  |         |
| 【予算事業】                      |  |  |         |

# 進行管理と見直しの仕組み

「豊島区教育ビジョン2025」では、各基本施策に応じた重点取組を毎年度設定し、その重点取組を対象として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、外部有識者から構成される「教育に関する事務の点検・評価委員会」により評価を行うとともに、「豊島区教育ビジョン2025」の進行管理と見直しを図っていきます。また、豊島区で実施する行政評価を併せて活用することで事業レベルでの見直しにつなげていきます。

このような定期的かつ継続的なPDCAサイクルを通じて、社会情勢や教育環境の変化に柔軟に対応できるよう、「豊島区教育ビジョン2025」の進行管理を行っていきます。





# 用語解説（五十音順）

## ICT …

Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術を指します。

## アクセシビリティ …

年齢や障害の有無などに関係なく、誰でも必要とする情報やサービスなどに簡単にたどりつき、利用できることを指します。

## アプローチ・スタートカリキュラム …

小学校の学習や生活に円滑に接続できるよう工夫された就学前5歳児への指導計画と、就学後6歳児の児童が主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための指導計画が記載されたカリキュラムです。

## インクルーシブな教育 …

豊島区では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を、現在の環境の中でできる限り設定しています。子どもたちが将来、社会へ参加および貢献できるように、一人ひとりの力を最大限に伸ばすことを目的としています。こうした取組を豊島区では「インクルーシブな教育」と表現しています。

## インターナショナルセーフスクール …

安全な教育環境づくりに取り組む学校に与えられる国際認証を指します。豊島区では、安全・安心な学校づくりの推進、子どもの危険回避能力の育成や地域・保護者と連携した子どもの見守り体制などを充実させることを目的に、インターナショナルセーフスクールの認証取得に取り組んできました。今後は、コミュニティ・スクールの活動の一環として取り組んでいきます。

## ウェルビーイング …

「身体的 精神的 社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人の みならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」を指します。(文部科学省「第4期教育振興基本計画」より)

## 外国語指導助手(ALT) …

子どもの英語の発音や国際理解教育の向上のため、小中学校に配置している英語を母語とする者による英語の授業の補助を行います。

# 用語解説（五十音順）

## 学習eポータル …

タブレット端末でデジタル教材などを集約し、操作を簡素化するツール・機能を指します。

## 学習スタンダード …

教員の行う授業の流れや授業内での発問、板書の仕方など、授業や授業づくりに関わる規範を指します。

## 学習情報センター …

子どもの学習を支援するため、大型提示装置(プロジェクター、スクリーン)、複合機、学習スペース(机・椅子)などの設備を備えた学校図書館を指します。

## カリキュラムマネジメント …

子どもや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容などを教科など横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことを指します。

## GIGAスクール構想 …

「一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。これまでの日本の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・子どもの力を最大限に引き出す」ことを指します。(文部科学省「GIGAスクール構想の実現へ」より)

## キャリア教育 …

望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を指します。

## 教育ダッシュボード …

子どもの出席・成績などを集約・分析し、情報を見える化するツールを指します。

# 用語解説（五十音順）

## 共生社会 …

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会のこと」を指します。（障害者基本法第1条より）

## 校内別室指導支援員 …

校内の別室であれば登校できる子どもが安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所を設置して対応できるよう配置しています。

## 校務支援員 …

子ども、教職員に関わる庶務、給与、財務、学務、福利厚生事務の補助を行います。

## 校務支援システム …

教職員が校務用のパソコンを用いて、子どもの出欠情報や成績情報、保健情報、教育課程の実施状況など校務に関する情報の入力・作成・管理を一律に行うシステムを指します。データの効率的な活用や安全な保管、各種資料作成の省力化などを図ります。

## 合理的配慮 …

「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を指します。（障害者の権利に関する条約第2条より）

## 子ども家庭支援センター …

就学前の親子が気軽に遊びに行くことができる、広場のある施設です。豊島区には東西合わせて2か所あり、子育てや家庭に関わる相談をしたり、子育てに役立つ講座に参加することもできます。

## 子どもスキップ …

学校の教室、校庭、体育館などを活用した、小学生の居場所です。区内の小学校の校内・敷地内や隣接する区民ひろばなどにあり、区内在住または区立小学校に在学している全児童が利用できます。

# 用語解説（五十音順）

## コミュニティ・スクール …

学校運営協議会を設置した学校で、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのよりよい環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を指します。

## 児童発達支援センター …

心身に障害のある子どもや、発達に心配や偏りのある子どもに対し、相談および通所、個別指導による援助を行っている施設です。専門のスタッフが相談および通所、個別指導による支援を行っています。

## 社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン) …

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念を指します。(厚生労働省『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会』報告書)より)

## 就学前教育共通プログラム …

保育の違いを超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びを小学校の生活、学習へとつなげるため、教育委員会と子ども家庭部が連携して、どの公立・私立幼稚園、保育園などでも活用できる0～5歳児を対象とした共通のプログラムを指します。

## 小中連携教育共通プログラム …

小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すため、授業改善、地域の特色、不登校対策などについて小学校間や小中学校間で情報交換や交流を行うための共通プログラムを指します。

## 情報モラル …

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を指します。

## 食育 …

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことを指します。(食育基本法前文より)

# 用語解説（五十音順）

## スクールカウンセラー …

いじめや不登校、問題行動、児童虐待などの相談、改善、解決を図ることを目的とし、臨床心理士などの専門家を区内の全幼稚園・小中学校に派遣しています。

## スクールサポートスタッフ …

学習プリントなどの印刷・配布準備、授業準備の補助、採点業務などの教員業務の補助を行います。

## スクールソーシャルワーカー …

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みの解決に向けて支援を行います。

## スクールロイヤー …

子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故など、学校で発生した様々な問題に対して、法律に基づいた助言や指導を行う弁護士などを指します。

## Society5.0時代 …

日本が目指すべき未来社会の姿で、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」を指します。(内閣府「第5期科学技術基本計画」より)

## チームとしま …

豊島区制施行90周年企業実行委員会を継承・発展させ、共創により豊島区をよりよくしていく組織・産官学連携連合体を指します。それぞれの企業が得意分野を活かしながら、よりおもしろく、活気あるまちづくりを目指しています。

## チャレンジクラス(登校支援学級)「スリジエ」 …

豊島区立西池袋中学校の校内に設置された登校支援学級です。1学年10名程度の少人数学級で、豊島区立学校に在籍または豊島区在住の不登校(不登校傾向含む)生徒を対象としています。登校時刻を遅らせたり下校時刻を早めたりするなどゆとりある生活時程を工夫することで、安心して学校生活を送ることができます。また、正規の教員が一人ひとりの学習状況に応じた指導を行うことで、学習の定着を図ります。なお、スリジエはフランス語で「桜」を意味します。

# 用語解説（五十音順）

## 超スマート社会 …

「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」を指します。（内閣府「第5期科学技術基本計画」より）

## DX(デジタル・トランスフォーメーション)、教育DX …

デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をよりよいものへ変革することを指します。教育DXは、学校がデジタル機器を活用して、カリキュラムや学習の在り方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立することを指します。

## 特別支援教育 …

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育を指します。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。

## 特別支援教育指導員 …

障害のある子どもたちが自立し社会参加するために必要な力を培ったり、一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。

## としま地域未来塾 …

中学生の自学自習と学習支援員によるサポートを通して学習習慣を定着させ、学力の向上を支援するとともに、同年代の生徒や学習支援員とのコミュニケーション、相談を通して悩みや不安の解消を図ることを目的としています。

## にしまる一む …

西池袋中学校の生徒が気軽に立ち寄り、思い思いに過ごせる校内の居場所です。NPO法人・豊島子どもWAKUWAKUネットワークと教育委員会の間で締結した「中学生の居場所づくりモデル事業に関する協定」に基づき、令和5(2023)年5月、西池袋中学校1階ホールに不登校の予防と中学生の放課後支援として開設しました。第1部は教室に入りにくい生徒のために、第2部は放課後の居場所として生徒の誰でも利用できます。

## 不登校対策支援員 …

校内別室において、不登校傾向の子どもへ学習および自立支援を行います。教職員などと連携し不登校の子ども・保護者を支援します。

# 用語解説（五十音順）

## フリースクール …

「不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」を指します。（文部科学省HP「フリースクール・不登校に対する取組」より）

## MEXCBT …

国や地方自治体などの公的機関などが作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBT(Computer Based Testing)プラットフォーム「文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)」を指します。

## UD(ユニバーサルデザイン) …

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方を指します。

## 令和の日本型学校教育 …

「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要がある、そのためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であるとした。その上で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育」を指します。（文部科学省中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」より）

## レファレンスサービス …

調べたいことや探している資料などの質問に対して、必要な資料・情報を案内するサービスを指します。

# 參考資料

## (1) 豊島区教育ビジョン検討委員会

### ① 審議経過

|     | 開催日              | 主な審議内容   |
|-----|------------------|--|
| 第1回 | 令和5(2023)年5月24日  | 豊島区教育ビジョン2024の策定に係る諮問について  |
| 第2回 | 令和5(2023)年7月28日  | 豊島区教育ビジョン2024の位置づけについて   |
| 第3回 | 令和5(2023)年9月28日  | 豊島区教育ビジョン2024の体系(案)・基本施策(案)について                                    |
| 第4回 | 令和6(2024)年1月17日  | 豊島区教育ビジョン2024の素案について   |
| 第5回 | 令和6(2024)年7月5日   | これまでの検討経過および今後の検討予定について  |
| 第6回 | 令和6(2024)年10月4日  | 「幼児教育のあり方検討部会」における検討状況、豊島区教育ビジョン2025の基本方針・基本施策(案)および進捗を測る指標(案)について |
| 第7回 | 令和6(2024)年10月23日 | 豊島区教育ビジョン検討委員会幼児教育部会「最終報告書」について                                    |
| 第8回 | 令和6(2024)年11月20日 | 豊島区教育ビジョン2025の素案、パブリックコメントの実施について                                  |
| 第9回 | 令和7(2025)年2月21日  | 豊島区教育ビジョン2025の答申について   |

# 参考資料

## (1) 豊島区教育ビジョン検討委員会

### ② 委員構成

| 職務   | 氏名     | 区分              | 団体名等                 | 職務    | 氏名             | 区分            | 団体名等              |
|------|--------|-----------------|----------------------|-------|----------------|---------------|-------------------|
| 委員長  | 増淵 達夫  | 学識<br>経験者       | 帝京大学教育学部 教授          | 委員    | 下村 賢一          | 公募委員          | 区民                |
| 副委員長 | 藤平 敦   |                 | 日本大学文理学部 教授          |       | 瀬能 理映          |               | 区民                |
|      | 福本 みちよ |                 | 東京学芸大学大学院教育学研究科 教授   |       | 薦 宮子           |               | 区民                |
| 委員   | 菅谷 哲史  | 区内<br>団体関係<br>者 | 区立小学校PTA連合会          |       | 佐藤 洋士          | 関係行政機関<br>の職員 | 区立小学校校長会          |
|      | 小出 淳平  |                 | 区立中学校PTA連合会          |       | 岡泉 美和子         |               | 区立中学校校長会          |
|      | 松浦 和代  |                 | 豊島区民生委員児童委員協議会       |       | 山野邊 暢          |               | 政策経営部長            |
|      | 山元 俊一  |                 | 豊島区保護司会              |       | 田中 真理子         |               | 福祉部長              |
|      | 守口 幸恵  |                 | 豊島区青少年育成委員会連合会       |       | 副島 由理          |               | 子ども家庭部長(～R6.3.31) |
|      | 百崎 薫   |                 | 豊島区私立幼稚園連合会(～R6.7.4) |       | 活田 啓文          |               | 子ども家庭部長(R6.4.1～)  |
|      | 鈴木 恭子  |                 | 豊島区私立幼稚園連合会(R6.7.5～) | 澤田 健  | 教育部長(～R6.3.31) |               |                   |
|      | 齋藤 玲子  |                 | 豊島区私立保育園園長会          | 兒玉 辰哉 | 教育部長(R6.4.1～)  |               |                   |



# 豊島区教育ビジョン2025 (案)

編集・発行

令和7年2月

教育委員会事務局教育部庶務課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2丁目45番1号

電話番号：03-3981-1111（代表）